KYOTO 会 VOI. Shihoushoshi Lawyer's Association 京都司法書士会 404

京都司法書士会



2016 京都司法書士会

目 次 vol. 9 4

	巻頭言「会長インタビュー」	会長	森	中	勇	雄		1
特	集 不動産登記法改正10年を振り返って	城南支部	南	村	幸	児		4
	商業登記の苦手意識の脱却にむけて ~平成26年改正会社法のエッセンスの理解か	いら始めよう~ 会社法研究会座長	日	高	政一	太郎		7
_	(四 巫口彻(虚)。三)沙事上类数							
	個人番号制度と司法書士業務	洛北支部	武	田	則	昭	•••••	9
	地域連携推進委員会の活動	リーガルサポート京都支部	東		恭	子	•••••	12
考	察 不動産余剰時代の幕開け!? ~空き家の増加要因からみる不動産所有制 不動産に関する権利の適正な承継		石	田	光	曠		14
	商業登記と許認可	洛南支部	谷	П	龍	_		17
	「表題登記」について	丹後支部	松	浦		寛		19
	出会ってしまった旧根抵当権	城南支部	松	本		尚		21
	吸収合併における営業許可の承継と登録免許	税 洛南支部	德	田	康	敏		24
	相続登記のための不在者財産管理人就任	洛西支部	昌	Щ	淳	_		26
報	告							
	「日司連総会・役員選挙について」	副会長	Щ	П	基	樹		28
	「岩手で開業して」	岩手県会	可	児	ある	さみ		30
	「司法書士倫理の逐条解説~あらためて司法 日司連司法書士執務調査室執務部会長 中久保正		水	出		淳		32
	北部相談会の開催と出張相談について	相談事業部長		井				
	少年鑑別所を見学して	洛北支部						
<u>~</u>	員 寄稿							
五 .	表 号 桐	法テラス京都副所長	西	脇	正	博		39
	青年会とは何じゃらほい	京都青年司法書士会前会長	松	田	義	浩		41
	おやじカーターズのご案内	洛西支部	岩	城	寿	英		46
	2015年度能力強化研修「法整備支援コース」 国際協力機構(JICA)主催)の全課程を修了		豊	田	智	圭		48
	ショシランガイド ····································							54 58
	編集後記							65



会長インタビュー

京都司法書士会 会長 森中勇雄

- 3期目に立候補された理由をお聞かせください

京都司法書士会の会長を平成23年から2期4年 務めて参りました。この4年間も色々なことがあ りそれらに全力で対処してきましたが、1点やり 残したことがありました。3期目に立候補したの は、その1点を成し遂げたい、そして京都司法書 士会の今後の土台にして欲しい、その思いからで した。

ーやり残したこととは具体的にどのようなことで すか

新入会員の育成および会の事業への登用についてです。単位会の事業の目的は、公益的な観点から司法書士が社会的役割を果たすことと、司法書士制度の維持発展を目指すところにあります。私たちはこれまでその目的の達成のために日々様々な事業を取り組んできましたが、これらを特定の会員で切り盛りするのはもはや困難となっております。そのために京都司法書士会ではその事業を将来にわたり途切れることなく担ってくれる人材の確保が喫緊の課題となってきておりました。そこで、司法書士会をあげてと言いますか会の一つの事業として、新人を中心とした人材を育成し登用するシステムの構築に取り組んで行きたいと思っております。

また司法書士会が事業を行っていく上で、色々な委員会等を立ち上げていきました。その中には、役割を終えたもの、または今までと違った社会的な要請があり、事業の有り様を見直さなければいけないものも出てきております。今後、私たち司

法書士が時代の要請に機敏に察知し、対処してい くようにするためには今の組織を見直して効率化 を図る必要があるかと思います。私が会長の3期 目にはその点についても注力していきたいと思っ ております。

一人材の育成・登用への取り組みについてもう少しお聞かせください

人材の育成・登用への取り組みについては、残 された任期の中で可能な限り前進させたいと思っ ております。このインタビューが会報となって皆 様のお手元に届く頃には少しずつ形となって現れ て来ていることでしょう。たとえば、司法書士登 録をして約3年目位までの新入会員は実務的に覚 えることが多く、日々執務の現場で悩み奔走して いることかと思います。そのような新入会員を対 象とし、司法書士という実務家としての能力を向 上させるために、または同期や先輩などとの繋が りを深めてもらうために様々な研修会、あるいは 意見交換会、又はセミナーのような場を提供する ことを現在検討しております。その中で、司法書 士会という組織も知って頂きたいですね。司法書 士会というところは日々色々な情報が集まってき ます。そして色々な活動を行っております。実務 家としてスキルを磨きつつ、私たちがどのような ことを行っているかを知って頂きたいのが眼目で す。

-会長として関心のあることについてお聞かせく ださい

会長の立場としては、やはり司法書士制度につ

いて大いに関心があります。具体的には司法書士は今社会にどういうスタンスに置かれているのか、また司法書士という資格のあるべき姿がこれからどのように変わっていくのか、或いは私たちがどのように制度を変えていくのかに注視しております。

-全国から見た京都会の位置づけについて教えて ください

京都会は全国的にみて研修の履修率がトップク ラスにあります。中には「研修の京都会」という イメージを持っていただいている方もたくさん居 られることでしょう。しかし、研修会の受講の機 会を充分に確保できる環境整備を作り上げるのは 本当に大変です。京都府は地理的に南北に長く、 会員も南北に隈なくいるわけですがその会員の皆 さんに理解を得ながら研修を受けてもらうように するために日々工夫を重ねることで今の研修の履 修率があるわけです。研修事業に限らず、京都に は誇れるものが他にも多々あるかと思います。そ れらを掘り起こし事業として企画・実施すること で、市民の方々に司法書士という職能の認知度を 高めることができますが、より普及させるために は広報活動が重要となります。このようなトータ ルな部分で他会の模範となれるように、今一度初 心に戻り会長職を全うしていきたいと思っており ます。

- 今日はお忙しい中ありがとうございました



特集

不動産登記法や会社法・商業登記法と私たちが普段接する機会の多い諸法令が改正されて、10年近い歳月が経った。しかし、そこで変化は終わりというのではない。社会情勢が変われば、当然私たちの業務に関係する法律も影響を受ける。この項では不動産登記法では改正当時の状況を振り返り、会社法では昨年の改正を取り上げる。またマイナンバーが私たちの生活や業務にどのような変容をもたらしうるのか、更にリーガルサポートの近時の動きなども取り上げた。過去・現在・未来と絶え間ない時間の流れを見ることで、私たちの次の一手が読めてくるかもしれません。



特 集



不動産登記法改正10年を振り返って

城南支部 南村 幸 児

1. はじめに

改正不動産登記法施行(平成17年3月7日)から早10年が過ぎた。オンライン申請導入に伴う当事者出頭主義の廃止、登記済証交付制度の代替としての登記識別情報通知、登記原因証明情報の添付必要化など、司法書士を取り巻く状況に大きな変化をもたらしたが、当時、改正に際してどのような議論がなされ、その結果司法書士実務にどのような影響があったのか、登記原因証明情報を中心に振り返ってみたい。

2. 改正の概要

周知のことではあるが、今一度、改正の概要に触れておく。改正の主なポイントとしては次のとおりである。なお、オンライン申請が可能となったのは管轄登記所がオンライン指定庁になってからであるが、当初は原則として全ての添付情報をオンラインで送付する必要があったため、現在のようにオンライン申請が利用しやすくなったのは平成20年にいわゆる特例方式が認められてからのことである。

①当事者出頭主義の廃止

出頭主義採用の根拠としては、申請人の本人確認、受付の順位の確保及び即日補正の便宜にあるとされていた。これが廃止されることによって、それまで窓口においての書面申請だけであった手段が、オンライン申請・郵送による書面申請を加えた3通りに増えることとなった。なお、改正検討当初においては、受付順位の処理の問題から出頭主義を存置し郵送による申請は認めないとの方向性であったが、最終的には申請人の利便性を考慮し、郵送申請を認めることとなった。

②登記原因証明情報の添付必要化

従前の「登記原因証書」の機能の1つである「登記原因が有効に成立していることを確認し、不真正又は過誤による実体に合致しない登記がされることを防止する(登記原因の有効性確認の機能)」ことを徹底するため、申請書副本制度をなくし、登記原因を証するに足りる情報「登記原因証明情報」を必ず提供しなければならないものとした。ただし、報告型の登記原因証明情報という申請書副本とあまり変わらない情報量の添付書類の形が作られ、特に、不動産取引における売買を原因とする所有権移転登記申請については、従前の売渡証書の代替書類として報告型登記原因証明情報を作成し、買主に差し入れるという実務が定着した。この問題点については後述する。

③登記済証から登記識別情報へ

それまでの登記済証に代わる本人確認機能を有する制度として、登記識別情報(検討段階では登記識別記号と呼んでいた。)を登記権利者に交付し、それを次回登記義務者となって行う登記申請の際に提供させることとした。また、従前の登記済証が有していた登記完了通知機能は、別途、登記完了通知(登記完了証の発行)をすることで代替することとなった。

④保証書制度の廃止、資格者代理人による本人確認情報の提供

登記識別情報が提供できない場合、原則として、 登記官の事前通知制度によることとし、資格者代 理人が登記義務者であることを確認するために必 要な情報を提供し登記官が相当と認めたとき、ま たは申請情報等に公証人の認証がなされ登記官が 相当と認めたときは事前通知を要しないこととされた。

なお、法改正後の現在においても登記済保証書 を利用する場面はあるため、特に改正前の法及び 実務を知らない会員は、今一度従前の保証書制度 への理解を深めておくべきであろう。

3. 改正当時の登記原因証明情報に関する議論

改正の概要は上記のとおりであるが、不動産登記法が改正されるにあたり、登記原因証明情報に関してどのような議論がなされていたかを紹介したい。

不動産登記制度の基本的な目的は、国民生活や経済活動の基盤である不動産の物理的状況及び権利関係を正確に公示することであり、「オンライン登記申請制度研究会」」においては、オンライン申請導入後も登記の正確性の一層の充実を図るよう、また、実務及び取引慣行にできるだけ配慮し、オンライン申請が真に利用しやすいものとなるよう、検討が重ねられた。

通常、ある不動産について取引を行おうとする 者は、登記名義人が真実の権利者であるかどうか を調査する。その際には、登記上の記録、登記原 因の記載が手がかりになるはずである。したがっ て、登記は、権利変動の過程及び態様についてで きる限り正確に公示していることが望ましい。し かし、申請書副本制度は、登記原因の確認につい て専ら共同申請構造における申請人の誠実性に依 拠しており、登記原因の真実性の程度が劣るため、 不動産の権利関係を調査する際に支障があるとの 指摘があったⁱⁱ。さらに、登記済証に代えて登記 識別情報を通知することになるのであれば、申請 書副本の登記済証作成機能を考慮する必要はなく なる。そこで、申請書副本制度を廃止し、登記申 請にあたっては登記原因を確認する具体的な資料 の提供を必要とする制度にすべきとの結論に至っ た訳である。フランスやドイツにおいては、例え ば売買契約書の審査を経て所有権移転登記に至る 過程があり、日本でも改正後は登記原因証明情報 の審査を通じて契約の成立及び所有権の移転を十 分に確認したうえ登記をすることになり、真正担 保機能は高まるのではないか、と期待されていた。

しかしながら、現場の混乱を懸念する声によっ て真正担保機能向上への期待が裏切られる。その 懸念は、法改正の主旨はオンライン申請の導入で あり、インターネットによる申請が可能でなけれ ばならないにもかかわらず、申請にあたって電子 化ⁱⁱされた売買契約書等、登記原因の契約証書を 必ず添付しなければならないとすると、取引の現 場の混乱を招く恐れがあるのではないか、という ものであった。これに対して、オンライン申請の 導入によって実務及び取引慣行に多大な悪影響を 及ぼす可能性を排除するには、司法書士等の専門 家が要件の有効性を審査のうえ作成した、電子化 された有効性確認証書を送信する方法を認めるべ きであろうという意見が出され、これが司法書士 界の公証登記主義と相俟って、「報告型登記原因証 明情報」を生み出したのである。

報告型登記原因証明情報の記載内容は、日本司法書士会連合会が一定の方向性を打ち出したものの、結果的に申請書副本とほぼ変わらない内容になってしまっており、折角の登記の真正担保機能向上の機会が十分に活かされなかった。また、売買による所有権移転登記において報告型登記原因証明情報が数多く利用されている点(従前の売渡証書の代替としての利用)、同連合会の想定した申請代理人である司法書士の確認事項の記載及び記名押印が徹底されていない点も、当初の真正担保機能向上の議論から少し後退してしまっている要因である。

先にも触れたように、現在はいわゆる特例方式が認められ、登記原因証明情報は紙の契約書をスキャナで読み込んでPDF化するだけでオンライン申請が可能となった。オンライン申請導入当初からそれが可能であったならば、売買契約書等「登記原因を確認する具体的な資料」の添付が一般化し、報告型登記原因証明情報の利用状況もまた違ったものになったかもしれない。

4. これからの不動産登記と司法書士

10年前、不動産登記法の改正でオンライン申請という新しい時代の登記制度を目指したにもかか

わらず、技術的な問題として当初のオンライン申請システムへの信頼性が十分ではなかった点や、想定していた社会基盤とりわけ住基カードによる公的個人認証サービスが普及しなかった点でなど、法改正検討時に軽視されていた課題が、改正後次々と浮かび上がってきた。現在、システムの改良や特例方式の導入によって一定の解決がなされ、ようやく実務も落ち着いてきたといえる。

しかし、この先10年、20年経ってマイナンバーによる個人番号カードと電子証明書がある程度普及している状況になったならば、登記制度の在り方や共同申請構造、添付情報、登記事項など、不動産登記法が抜本的に見直されることも考えられる。今後ますます本人申請も増えるであろうから、司法書士としては、そういった社会環境変化のもといかなる登記制度を目指すべきか、大局的な視点を忘れず登記業務に携わり意見を表明していく必要がある。

司法書士が将来にわたって国民から登記制度を 任せてもらえる職能で有り続けるためには、常日 頃から真摯に登記業務に取り組み、登記制度への 国民の信頼を高め、様々な情報に関心を持ちつつ 研鑽を積むことが欠かせない。特に法改正後に司 法書士試験に合格した方には、司法書士の歴史と 同様、こういった不動産登記制度の変遷にもぜひ 関心を持ってもらいたい。

i 法務省民事局が、オンライン登記申請制度に関する調査・研究を、財団法人民事法務協会に委託して立ち上げられた研究会である。

ii「電子情報処理組織を使用する方法による申請 の導入等に伴う不動産登記法の改正に関する担 当者骨子案」23頁(法務省民事局民事第二課、 平成15年7月)

iii ここでいう「電子化」された契約書とは、当事者双方が電子署名し作成した電子データを意味し、現在、一般的にオンライン申請で送信しているような電子署名のないPDFファイルではない。

iv 平成15年に導入された住民基本台帳カードの新 規発行及び更新が平成27年12月末で終了したが、 総務省によると平成27年3月末時点での同カー ドの普及率は5.5%であった。ただ、この数字は あくまでもカードの普及率であるから、公的個 人認証サービスの電子証明書の普及率はこれよ りも若干低いと思われる。 特 集



商業登記の苦手意識の脱却にむけて ~平成26年改正会社法のエッセンスの理解から始めよう~

会社法研究会座長 日 高 啓太郎

【はじめに】

商業登記に対して、なぜ苦手意識があるのでしょうか。登記業務として、不動産登記・商業登記が 両輪となっているにもかかわらず、圧倒的に商業 登記に苦手意識を有している方が多い印象をもっ ています。

一般の方より、会社法の手続について質問があった際に、不慣れであることを告白した場合(又は不慣れであると判断された場合)、その方にとれば、司法書士はおしなべて会社法の手続について不慣れではないかと一般化される強い危惧が私にはあります。

司法書士業界をあげて会社法・商業登記の理解 を深めることが、市民一般に司法書士は会社法・ 商業登記の専門家であると理解いただく大前提で あると思っています。一部の司法書士だけが会社 法・商業登記の専門家を自認するようでは、司法 書士に会社法・商業登記について質問しようとい う確固たる基盤を築くことはできません。

なぜ、商業登記に苦手意識があるのでしょうか。 私は、この疑問への答えとその対応について考え る日々が続きます。

【苦手な理由】

その主な理由は、①不動産登記業務よりも受任する件数が少ないため(特に株式会社の役員の任期が10年に伸長されたことの影響)、②司法書士業務の広がりで商業登記業務の比重が減り受任することが少ないため、③会社法の莫大な知識のまえに理解に自信がないため、④度重なる改正に対応しきれていない負い目がある、ということが推察できます。

③については、研修部より基礎研修シリーズが

計画されていますので、通じて参加することや、 小職が座長を務める会社法研究会をご活用いただ くことをお勧めします。

④については、まず、その法改正のエッセンスを掴むことで、苦手意識を薄める手助けになると考えています。改正に触れる、改正のエッセンスをフォローしているという自負が、商業登記アレルギーに対する有効な備えになると思います。では、平成26年改正会社法のエッセンスはどのようなものだったのでしょうか。平成26年改正会社法は、会社法が施行されてから初めての大きな改正でした。

【改正会社法のエッセンス】

今回の平成26年改正会社法(法律第90号)についていえば、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めが登記事項とされたことが司法書士業界では注目の的となりました。しかし、立法のうえで、改正会社法の主眼として位置づけられていたのは、「コーポレート・ガバナンス」の強化でありました。「コーポレート・ガバナンス」の定義自体は会社法にはなく、その定義をめぐってもいろいろな見解がありますが、一般には、「企業統治」と訳され、簡単にいえば経営上の意思決定を管理・統制する仕組みのことです。司法書士会の意思決定の効率的な仕組みや、その他団体の意思決定を考えるうえでも十分参考になる議論です。

従来、コーポレート・ガバナンス強化の歴史は、 監査役の権限強化の歴史といわれてきました。例 えば、監査役の任期を3年から4年に伸長し、任 期を長期間安定させることで監査役の権限の行使 を期待することや、監査役の報酬を取締役の報酬 と別に決定することによって、監査役の独立性を 確保することを通じて、取締役の監視を促すこと を考慮してきた歴史がありました。

しかし、今般の改正は、すこし色が違います。 そもそも、取締役会は、取締役の職務の執行の監 督をする権限を有しています(362条2項2号)。 この権限にフォーカスし、会社と利害関係の少な い「社外者」を迎え入れて、代表取締役に迎合す ることなく適切な監督機能を期待しようとする視 点に注目が集まりました。日本の伝統的な会社で は、従業員から役員に昇進することが名誉なこと と思われているので、役員に引き上げてくれた社 長に対してなかなか社長以外の役員が意見をする こと(会社法的にいえば、職務執行の監督)は難 しいと考えられおり、取締役の監督機能という点 は、絵に描いた餅に陥りがちでした。今般、この 社外取締役による監督機能を適切に行使しようと 着目した点が大きな特色でした。ただし、社外取 締役を義務づけようとする動きに対しては、経済 界からの激しい反対にあり、結論として、上場企 業に社外取締役の選任の義務化は直接盛り込まれ ず、社外取締役の効用に着目するその他の改正が 施行されました。

【上場企業向け改正のフォローの必要性】

主眼とされたコーポレート・ガバナンスの改正は、監査等委員会設置会社という新しい機関設計が認められたり、社外取締役の要件の改正、社外取締役を置くことが相当でない理由を開示するという形で決着しました。

これらは、上場企業を想定した内容であり、中 小企業には関係がない印象をもたれているかもし れません。しかし、中小企業の取引先として上場 会社が登場することはまれでもなく、取引先上場 企業の法律的な問題意識を中小企業の方と共有す ることも有益です。

今般の会社法改正では、その改正法附則に、「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるとき

は、その結果に基づいて、社外取締役を置くこと の義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」と 規定されています。すなわち、新たな会社法の改 正がすぐ目の前に来ていることを意味します。

【おわりに】

日本は、アメリカの経済システムに数十年遅れをとっているといわれることがあります。法改正で注目を集めているコーポレート・ガバナンスは、かつてのアメリカ(現在も議論は当然あります)で議論されていたことであり、その後のアメリカでは、会社法制度の観点からは、合併や種類株式などが隆盛を極めております。この流れが数十年後どころか数年後に、日本にもたらされることもこれまでの状況からは考えられ、合併・種類株式のスキルが当然のものとなることも十分考えられます。そこで、会社法・商業登記に詳しいというステータスをもつことで、依頼者から引っ張りだこになる日もくるかもしれません。

特 集



個人番号制度と司法書士業務

洛北支部 武田則昭

1. 個人番号(マイナンバー)制度

平成15年から配布が始まった住民基本台帳カードは10年以上経過しても5%程度しか普及せず、住民基本台帳ネットワークを利用した行政サービスや電子証明書を利用した電子申請もあまり普及しなかった。その一方、年金・健康保険証・運転免許証等、行政機関ごとに個別の番号が利用されている問題もあるため新たな番号制度が必要になった。

平成21年から新たな番号制度の検討が始まり、 平成25年マイナンバー法が成立した。その後、個 人情報保護法の改正が検討され、平成27年9月初 めに個人情報の保護に関する法律(個人情報保護 法)と行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(マイナンバー法) の改正法が成立し、翌10月から個人番号が記載さ れた通知カードの発送が始まり、平成28年1月か ら個人番号カードの交付が始まる。個人番号カー ドは、平成28年3月末までに1,000万枚、平成30年 3月末までに8,700万枚交付する予定である。

個人番号は日本国内に住民票がある外国人を含めた住民を対象に12桁の番号が決定され、原則として生涯変更されない。個人番号が記載された通知カードは住民全員に郵送で配布される。電子証明書が内蔵された個人番号カードの交付を希望する場合は、交付申請書に写真を添えて申請する。交付申請後、住所地の市区町村から交付通知書(はがき)が送付されるので、交付通知書に記載された交付場所に、交付通知書と通知カード、本人確認書類を持参して受け取る。その際、電子署名用の暗証番号(6文字以上16文字以下の英大文字と数字)と利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を設定する。個人番号カードは交付を受

けた後10回目の誕生日まで(未成年者は5回目の 誕生日まで)有効に利用できる。電子証明書は5 回目の誕生日まで利用できる。

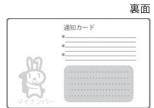
個人番号の利用は法定されており、当初は、税・社会保障・災害対策の3分野に関連する行政事務に利用され、社会保障・税・災害対策の行政手続で個人番号が必要になる。平成27年9月の法改正時に、預貯金口座への付番、健保組合の特定健康診査情報の管理や予防接種履歴の情報連携などに利用範囲が拡大され、健康保険証、国家公務員身分証などに利用することも検討されている。

平成27年12月22日で住民基本台帳カードの新規発行は終了した。すでに交付されている住民基本台帳カードは有効期限まで利用できる。但し、住民基本台帳カード有効期間満了日前にコンビニ交付サービスの利用が終了する可能性がある。住民基本台帳カードを所持する者が個人番号カードの交付を受けた場合は、住民基本台帳カードは廃止・回収される。

1)個人番号通知カードと個人番号カード

通知カードは紙のカードで、個人番号の他、住所・氏名・生年月日・性別等が記載されており、番号の右側部分に透かしがある。顔写真はないので利用する場合には別な本人確認書類が必要になる。通知カードに有効期限の定めはない。通知カードをコピーする場合は個人番号が複写されないよう工夫する必要がある。





個人番号カードは、表面に住所・氏名・生年月日・性別の他、顔写真・有効期間等が記載され、券面記載事項に変更があった場合は右下のサインパネルに記載される。裏面には、個人番号・氏名・生年月日等が記載され、個人番号の入ったQRコードも記載される。コピーする場合は表面だけをコピーし裏面はコピーしない。





2)個人番号カードの二つの公的個人認証サービス

個人番号カードには実印に相当する電子署名や、 運転免許証と同等の本人確認手段として使える署 名サービスと、オンラインサービスのログイン認 証や年齢認証などのために新設された利用者証明 サービスに対応した2種類の電子証明書が組み込 まれている。本人の同意のもと、カード利用者の 年齢を判定できる機能も平成29年1月から提供さ れる。さらに、この利用者証明サービスには、4桁 の暗証番号を入力しなくても、カードをリーダー 端末にかざすだけで電子証明書を送信できるPIN なし認証の機能も内蔵されている。

2. 個人番号制度と司法書士業務

1) 個人番号カード等の取り扱い

個人番号が記載された個人番号カードや通知カードは、不動産登記規則第72条第2項の1号又は2号書面として利用されることが想定されるが、その利用は個人情報の使われ方全般を監視する第三者機関「個人情報保護委員会」に監視され違反した場合は罰則もある。よって、司法書士が個人番号カードや通知カードの提示を受けた場合には個人番号を取り扱わないように注意する必要がある。

別途、個人番号カードは短期間に大量に交付されるため、偽造されたカードの判別等の対応も必要になる。

2) 住民基本台帳カードの取り扱い

住民基本台帳カードは、平成28年1月以降その 効力を失う時までの間は個人番号カードとみなさ れる。同様に、公的個人認証カードで電子署名し た場合は、個人番号カードで電子署名したものと して取り扱われる。

3)不動産登記令等の一部改正等に対する対応

マイナンバー法の成立に伴い商業登記法も改正 され、登記所ごとの整理番号であった会社法人番 号が登記事項になり、商号の上に一行追加して記 録されることになった。

併せて、不動産登記令と規則も改正され、申請 人が法人の場合は原則として会社法人等番号を提 供することになった。

登記申請書の添付情報として会社法人等番号が 提供された場合、登記所は申請人である法人の登 記記録について調査する。この場合、不動産登記 の申請受付時に当該法人について商業登記その他 法人登記の処理がされているときは、当該法人の 登記記録についての調査は当該法人の法人登記の 完了後に調査する。

申請人が会社法人等番号を有する法人である場合であっても、当該法人の代表者の資格を証する 作成後一月以内の登記事項証明書又は支配人等の 権限を証する作成後一月以内の登記事項証明書を 提供したときは、会社法人等番号の提供を要しな い。登記事項証明書が提供された場合には当該登 記事項証明書により当該法人の代表者等の権限に ついて調査する。

- ※会社法人等番号は申請書の申請人の欄に記載して提供する。(申請用総合ソフトを利用する場合は、検索サービスを利用して申請情報に取り込むことができる。)
- ※申請書に会社法人等番号を記載せずに、作成後 一月以上経過した資格証明情報を提供した場合 は、会社法人等番号を提供した場合と同様の審 査がされる。
- ※会社法人等番号を間違った場合は補正することができる。

4) コンビニ交付の証明書の利用拡大に対する対応

住民基本台帳カードの交付枚数が700万枚程度であったため、コンビニ交付の証明書の利用者数も限られていたが、平成28年1月からは個人番号カードも利用できるので、より多くの人がコンビニ交付の証明書を利用できるようになる。

コンビニ交付の証明書は、地模様のない普通紙(コピー用紙)に印刷され、周囲に余白があり、透かしはない。裏面にはスクランブル画像と偽造防止検出画像が印刷されている。市区町村の窓口で交付を受けた証明書は、地模様と透かしのある専用紙に印刷され、周囲に余白は無く、裏面にスクランブル画像や偽造防止検出画像は印刷されていない。

利用が増加すると思われるコンビニ交付の証明 書は市区町村の窓口で交付される証明書とは違う 偽造防止対策がされているので、司法書士が登記 申請書の添付書類としてコンビニ交付の証明書の 提供を受ける場合は、登記所での特別な確認と同 様の確認をする必要がある。

※コンビニ交付の証明書の登記所での確認方法(第 240号通知)

まず、表面について、地紋紙等の専用紙による 証明書等と同様の審査を行い、次に、証明書等 の裏面について、専用の読取機を使用して偽造 防止検出画像の確認をする。これらの方法による審査を行ってもなお証明書等の真贋について 疑義があるときは、当該証明書等を発行した市 区町村に対して偽造の有無等を問い合わせて確 認する。

5) 今後の対応

個人番号が記載された住民票等を受け取った際、 適切に個人番号をマスキングするための工夫が必要になる。但し、個人番号をマスキングした住民 票等は登記申請書の添付情報(原本)として利用 することはできない。(平成27年10月5日付土手補 佐官の事務連絡)

総務省は、偽造された住基カード等の判別を容易にするため、券面事項等表示ソフトを提供している。(個人番号カードについても同様のソフトが提供されると思われる。)券面事項等表示ソフトを利用する際、個人番号を取り扱わないようにするためには、ICチップのある個人番号が記載されたカード裏面を見なくても利用できる、非接触型のICカードリーダーライタを準備する必要がある。

別途、個人番号カードは民間利用を含めて利用 拡大することが予定されているので、許容された 範囲内で業務に利用するための検討も必要である。

【参考資料】

- ・公的個人認証サービスの民間開放について(平成27年9月総務省自治行政局住民制度課) http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/id_renkei/150917_2_soumu.pdf
- 公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン第1.1版(総務省)
 http://www.soumu.go.jp/main_content/000378213.pdf
- ・公的個人認証サービスの民間開放について(総務省)
 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/id_renkei/150917_2_soumu.pd f
- ・不動産登記令等の一部改正の不動産登記事務の取り扱い (平成27年10月23日法務省民二第512号)
- ・コンビニエンスストアにおいて交付された印鑑証明書及び住民票の写しの取扱いについて (平成22年1月29日法務省民二・民商第240号通知)
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う不動産登 記事務の取扱いについて(平成27年12月17日法務省民二第874号通達)

特 集



地域連携推進委員会の活動

リーガルサポート京都支部 東 恭子

リーガルサポート京都支部では、成年後見業務を軸として高齢者・障害者の権利擁護及び福祉の増進に寄与するため、特に地域との連携に関しまして、地域連携推進委員会(旧ブロック制検討推進委員会)を設け、活動しています。地域における活動については、「地域(地域包括支援センター・社会福祉協議会等)の会議・研修会等への参加」と「地域福祉関係者からの相談対応」を柱にしています。

1. 地域(地域包括支援センター・社会福祉協議 会等)の会議・研修会等への参加

まず平成20年に左京区において、社会福祉士部会に参加。その後、当委員会の活動趣旨、協力体制の説明を尽くし、徐々に活動地域を増やし、現在京都府下17の地域の会議に参加させていただいています(平成27年12月末現在)。地域の「権利擁護ネットワーク会議」は、月に一度~2か月に一度開催されており、参加団体は主に、地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉事務所、弁護士会、京都市長寿すこやかセンターですが、地域によって医療センター、ぱあとなあ京都、行政書士会等の参加もあり、各機関との情報交換、事例検討等を行っています。専門職として意見を求められることが多い中、私個人としましても、医療・介護について学ばせていただき、当事者のサポートを総合的に考える機会となっています。

また会議に参加する各機関の専門性をいかした イベントとして、下京区や上京区では、「高齢者な んでも相談会」を開催しています。

2. 地域福祉関係者からの相談対応

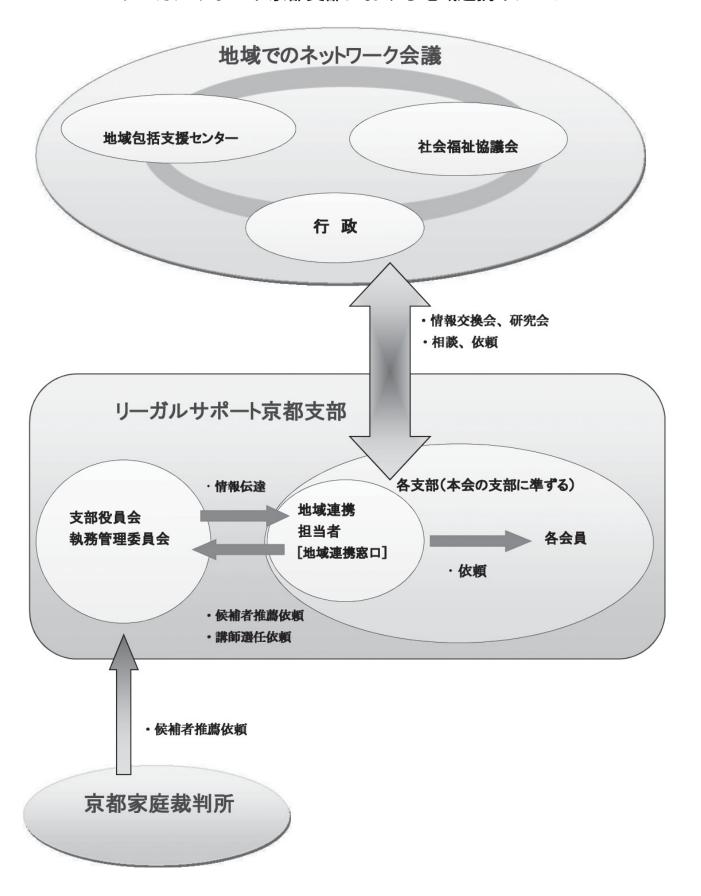
地域ごとに「地域連携窓口」を開設し、福祉関

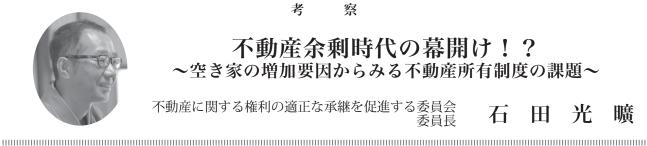
係機関からのご依頼に基づき、リーガルサポート 京都支部の会員を相談員として派遣しています。 成年後見の申立手続等の相談・依頼はもちろん、 制度や手続を説明するためのご本人や関係者への 訪問同行、関係機関のカンファレンスなどに対応 しています。個々の会員では対応が難しくなった 案件、当支部無料相談等で福祉関係者が何度も説 明しなければならなかった案件も窓口で取り扱っ ています。

会員の皆様にはこの相談員派遣で特にお世話に なっており、ご協力感謝申し上げます。

委員会の活動を紹介させていただきましたが、 成年後見制度が身近な制度であるだけに、地域連携(ネットワークの構築)は、非常に重要な役割 を担っています。地域連携推進委員会は、今後とも、 地域に根差した活動をリーガルサポートの使命を もって全力で取り組んでいきます。

リーガルサポート京都支部における地域連携イメージ





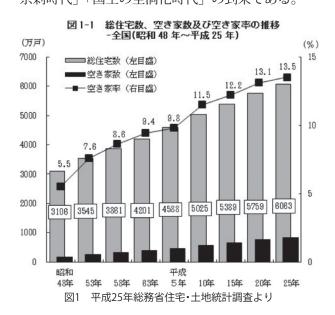
不動産余剰時代の幕開け!? ~空き家の増加要因からみる不動産所有制度の課題~

不動産に関する権利の適正な承継を促進する委員会 鵩 Н 委員長

1. はじめに

平成25年に行われた住宅・土地統計調査の結果、 総住宅戸数6,063万戸(内、共同住宅2,209万戸)の うち空き家の数が820万戸であることが判明した (図1)。空き家率は13.5%、およそ7軒に1軒が 空き家ということになる。ここで言う「空き家」 とは、調査員が戸外から目視し、電気メーターの 動きなどで完全に一定期間利用されていないと判 断したもので、物置代わりの住宅や、事業用・オフィ ス用などの空き物件並びに空き地は含まれていな い。と言うことは、データこそないが、これらを 含む非活用不動産の数は、都市においても20%以 上に及ぶことは間違いなさそうである。

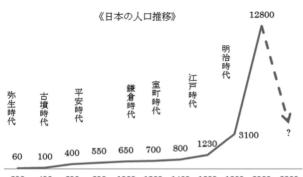
さらに、既に社会問題となっている耕作放棄地 や管理放棄山林を加えると、国土の半分近くが適 切な活用がされていない非活用不動産だと言って も過言ではないかもしれない。まさに、「不動産の 余剰時代」「国土の空洞化時代」の到来である。



2. なぜ空き家が増えるのか!?

(1) 人口問題からの要因

まずは、人口の増減による問題である。



1000 1200 1400 1600 1800 2000 2200 200 400 600 800 おおよその日本の人口推移

図2は、筆者が作成した日本の人口のおおよそ の推移である。人口の増減については、先進国に おいては、移民政策を積極的にとっている国を 除いて、だいたい同じように増加と減少を表す山 型(ピークはおおむね2000年前後)を示している のだが、日本ほど急激に増加して、急激に減少す る例は、歴史上も存在しない。まるで、絶叫型の ジェットコースターのようである。いかに明治政 府の富国強兵策の影響がすごかったかが改めてわ かる。その結果、たった100年間で人口が倍になり、 次の100年間で半減するのである。しかも、100年 前の人口構成は、若年層の方が多い三角形だった が、100年後は高齢者の方が多い逆三角形である。 それが2006年ごろから減少が始まったのだから、 戦後の国策の一つとして大量に造った住宅が余り 始めていることは、当然の結果かもしれない。

もっとも、図1の空き家数の推移をみると、人 口増加期の昭和50年代からも既にコンスタント に増加していることから、単純に人口減少だけが 問題なのではなく、少子化や人口の都市集中化、

住宅に対する価値観などの要因も影響している と思われる。

余談ではあるが、人口データは、データの中で も最も信頼性の高いデータであると言われている。 年金問題と同様、ある程度前から予測できていた はずなのに、何故もっと早くこの問題に対処しな かったのか疑問が残るところではある。

(2) 住宅政策からの要因

次に大きな問題が、住宅供給政策の課題である。もう一度、前記図1の総住宅数の推移に注目していただきたい。平成10年に全国の総住宅数が約5000万戸だったものが、平成25年には約6000万戸と、たった15年で2割も増加しているのである。しかも、人口が減少に向かい始めた時期にかかわらずである。最新調査による空き家総数が820万戸だから、単純にこの分が空き家になっているんじゃないかと思いたくもなる数字である。

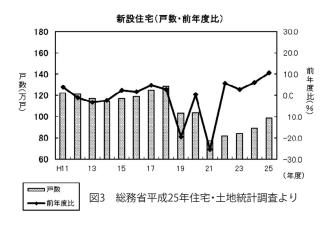


図3は、新築住宅の着工数の推移である。平成21年に78万戸まで減少した新築着工数だが、その後再び増加に転じ、平成25年には99万戸と100万戸の大台に迫っている。急速な人口減少が始まっているというのに、果たしてこれほどの数の新たな住宅が本当に必要なのだろうか。

前項で見たとおり、異常なまでに急速な人口減少が始まっている日本において、いまだに経済再生の先兵役として、マンションを中心とした新築物件の販売を後押しする優遇税政を採っている限り、政策的に空き家をどんどん作り出していると言っても言い過ぎではないかもしれない。

(3) 家族形態の変化からの要因

①生まれた家に戻らない子供たち

人口が減少しはじめ世帯数の伸びも止まっているというのに、新築住宅が相変わらず建てられそれなりに売れている原因に、子供が実家に戻らないという社会的風潮がある。昔は、長子が親との同居という形で実家を住み継ぎ、他の子供は嫁ぐか分家するのが一般的であった。しかし、現代は親も子供も同居を避け、すべての子供が婚姻の有無と関係なく、独立した住居を構えることが当たり前になった。勿論、両親が亡くなった後も実家には戻って来ない。

ちなみに、欧米など先進国でも、随分前から 子供が親の家に帰らないのが当たり前となって いる。だからこそ、初めから子供が住み継ぐこ とを期待せず、不要になればいつでも売却する ことを前提に生前から相続対策をし、さらには 不動産そのものの資産価値が下がらないように、 物件管理や景観保全を怠らないのである。

②処分できない親の荷物

両親が亡くなった後、実家を空き家として何年も放置しているお宅を内覧すると、被相続人の家財道具がそのままになっているケースが良くみられる。つまり、捨てるに捨てられないから仕方なく処分も活用もせずに放置しているというのである。中には、末代まで大切に使えるようにと奮発したであろう立派な仏壇が置いてあることがある。子孫が絶えたのならまだしも、まさか、子孫がいるのにもかかわらず、家や仏壇が放置される時代が来ようとは、この家のご先祖は想像すらおよばなかっただろうと思うと心が痛くなる。

まさに、このことが空き家の活用や処分の障害になっていることが少なくない。「親の家の片づけ」に関する本が静かに売れているそうであるが、まさに社会的に「断捨離」を推進していかなければいけない時代である。

(4) 相続事情の変化による要因

①不動産が主な資産の被相続人の増加

近年、実務において遺産分割における相続財産の中身が、ほぼ不動産資産だけという相続が増えている。これは、不動産の価値が高騰し、不動産を所有することが一番の安心につながると考えてきた所有者世代に相続が増えているから、当然の結果なのかもしれない。

ところがこの不動産は、不可分財産だから厄介だ。理屈では、お金(過分財産)に変えたり、持分共有で登記すればよいということになるが、実際は簡単ではない。現実は、前述のとおり、処分や活用するにも残された荷物の整理が大変だし、相続人の不動産資産に対する思い入れや価格的な期待もマチマチで、遺産分割協議もスムースに運ばない。特に最近は、買い手のつかない不動産も増えている。こんなことから、遺産分割が遅れ、相続登記もしないまま時間だけが経って、危険な空き家となっていく。

②複数不動産を相続する相続人の増加

図4は、日本人の出生数と死亡数の推移である。死者の数が、生まれてくる子の数を大きく上回ろうとしている。そう言えば、近年、自分の親だけでなく、兄弟姉妹や叔父叔母から不動産を相続する人が増えている。さらには、配偶者も同じように相続するから、複数の不動産を所有、共有する人が増えている。相続人が一人ならまだしも、あったこともない相続人と縁も思い入れもない不動産を巡って遺産分割をしなければいけないのだから、危険な空き家として

図1-1-5 出生数及び死亡数の将来推計 (人口千対) 実績値 🐗 17.7 1,600 18 16 1,400 14 1,200 12 1.000 10 800 600 400 出生数 死亡数 資料: 2006年、2010年は厚生労働省「人口動態統計」による出生数及び死亡数 (いずれも日本人)。2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口 (平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果 (日本における外国人を含む)

図4 国立社会保障・人口問題研究所HPより

放置される可能性もますます高まる。特に、遠 方に住む相続人が絡む不動産は時間がかかる。

これらのケースこそ遺言書の作成が不可欠な のだが、簡単に寄付もできない不動産資産の行 く末を生前に決めるのは、思うほど簡単ではな い。

3. まとめ

このように、今までと同じ右肩上がりの発想で不動産資産の承継を考えていたのでは、ますます非活用不動産を増産するだけである。今後は、生物の細胞のように、成長とともに分割されていった細胞が、需要の縮小により再び隣接同士の細胞が合体していくような制度が求められる。

ちなみにアメリカには、隣地所有者への優遇譲渡(side-lot)という制度がある。行政が収容した空き家を解体したうえで、隣地所有者に低額で購入してもらい、活用してもらう制度である。これにより、歯抜け状態のまちが再び再生し、景観も治安も良好になってきたという報告も聞き及ぶ。この点、現在の日本の不動産所有権は、一旦分割したり、共有にしたものを再び集約させることはなかなか難しいという課題がある。

昨年5月「空家等対策の推進に関する特別措置 法」が完全施行され、少しずつ空き家に対する意 識は高まってきたとは思う。「空き家ブーム」と言っ ても良いほど、マスコミにも取り上げられている。 しかしながら、20年後には空き家率30%という予 測も出ている現状で、空き家を本来の活用に戻す ためには、登記制度改革も含め、さらに思い切っ

た政策が必要になることは、今回ご紹介した空き家の発生要因からも間違いなさそうである。そして、司法書士こそがその改革の先導者にならなければいけないことは、その社会的期待も含めて明白ではないだろうか。

以上

考 察



商業登記と許認可

洛南支部 谷 口 龍 一

1. はじめに

まず、後記のような目的がある会社については 許認可を取得している場合が少なからずあるので、 このような目的がある会社の商業登記の依頼を受 けた場合は、最初に許認可を取得していないかを 確認されることが望ましいであろう。

つぎに、許認可手続は登記手続と比べて、地域によって取り扱いが違うことが多い。これは適用される法律は同じではあるものの審査を都道府県がすることが多いため、現場である都道府県によって取り扱いが異なるためである。そのため、同様の事案にあっても都道府県が違えば、念のため担当部署に確認することが望ましい。個人的な感想ではあるが、許認可の担当者は個別の相談を受ける機会が多いからか、相談に対して丁寧に回答されるように感じる。

主な許認可一覧

建設業、産業廃棄物収集運搬業、宅建業、貸金業、 運送業、労働者派遣業(人材派遣業)、職業紹介事 業、薬局の開設、旅行業、旅行代理店業、酒類販 売業、倉庫業、ホテル・旅館業、介護事業、古物商、 警備業、風俗営業

2. 各登記事項において注意すべき点

(1) 本店

本店に一定面積が必要、居宅用ではない等の 要件のある許認可があるので、設立・本店移 転の際には本店が要件を充足しているかを確 認すべきである。

また、建設業など都道府県単位で許可手続を なすものについては、他府県への本店移転は 新たに許可を取得する必要がある。

(2)目的

単に「建設業」「介護事業」等の記載では許可を取得できないことがある。たとえば、建設業許可においては、建設業許可の中に28業種あり、依頼者は内装工事と思っていても、建設業許可では内装工事でなく建築一式という場合もある。

したがって、依頼者の取得しようとする許可 を目的として正確に記載する必要がある。設 立の場合などで、特に注意を要する。

(3) 資本金

一定の資本金や純資産を要件とする許認可がある。設立および減資の際には注意すべきである。昨今の不景気を反映してか減資が増えているように感じるので、減資の際には特に注意を要する。

(4) 役員

多くの許認可で一定の資格を有する者が役員 であることが要件となっている。さらに単に 役員であるのみならず「専任・常勤」が要件 であることが多い。

役員変更の際には、退任しようとする役員が 上記に該当しないか。もし該当するとすれば 後任者がいるかを確認し、もし後任者がいな いようであれば、後任者が見つかるまで退任 の時期を延ばすことも検討すべきであろう。 また、被後見人、刑法等で処分された者等の 欠格要件に該当する者がいてはならないとす る許認可も多い。

(5) 株主

役員と同様に暴力団員等の欠格事由に該当す る者がいてはならない。

(6) 決算期

登記事項ではないが建設業の経営事項審査 等、決算書をもとに評価、審査されるものが ある。現預金や在庫、買掛金等の多寡により 評価が上下するものもある。できる限り良い 評価がなされる時期を選ぶべきであろう。 決算期にかかわることは、設立の際が多いと 思われるので、その際に注意を要する。

3. おわりに

本稿は商業登記と許認可が関連する登記事項に ついて概説するものであるので、個別の許認可に おいてはさらに詳細な検討、注意をなすべき点が あることをご留意いただきたい。当職でよければ、 ご相談頂ければできる限りのことはいたしますの で、お気軽にご相談・お問い合わせいただければ 幸いです。 考察



「表題登記」について

丹後支部 松浦 寛

私は、土地家屋調査士を兼業していますが、京都司法書士会から「表題登記」について会報に原稿を書いてほしいと依頼がありましたので、「表題登記」について少しお話ししたいと思います。

「表題登記」は、土地家屋調査士にとって重要な登記ですが、土地家屋調査士が行うすべての登記ではありません。表題部に関する登記は「不動産の表示に関する登記」といいますので、「表題登記」は、「不動産の表示に関する登記」の一部ということになります。原稿を依頼された方が、この「表題登記」をどのようにイメージされていたのかはわかりませんが、せっかくですので、今回は「表題登記」のなかでもあまりなじみのない「土地表題登記」についてお話ししたいと思います。

土地表題登記は、道路や水路などの払い下げを 受けた時などに行う登記であることはみなさんご 存じだと思います。公図に「道」とか「水」と記 載されていることがありますが、旧土地台帳付属 地図(和紙の公図)では「道」(=道路)は赤色に 着色され、「水」(=水路)は青色に着色されてい ました。このような道路や水路などの公共物のう ち、道路法、下水道法などの特別法によって管理 の方法等が決められているものを「法定公共物」 といい、道路法や河川法などが適用されない道路 や水路を「法定外公共物」といいますが、公図に 「道」や「水」と記載されたものの多くは法定外公 共物です。ちなみに、法定外公共物のことを里道 と呼びますが、これは明治9年の太政官布告によ り道路を「国道」「県道」「里道」に区分したこと に由来しています。

ところで、払い下げ申請する官有地のほとんど は法定外公共物となります。払い下げ手続をする には、先ず公図を調査することから始めますが、 必ず登記所備え付けの旧土地台帳付属地図を精査 しなければなりません。現在の公図では、官有地 の範囲が曖昧であり、稀にマイラー化やコンピュー ター化した際の移記誤りがあるため、着色の範囲 や公図の移記誤りがないかを確認するためです。

この「公図」ですが、司法書士の皆さんはよく ご存じだと思いますが、登記にあまりなじみのな い初心者のために簡単に説明したいと思います。

登記所には「地図」(いわゆる法14条地図)と「地 図に準ずる図面」が備え付けられていますが、不 動産登記法上「公図」という用語は存在しません。 公図は、広義には地図と地図に準ずる図面を総称 しますが、一般には、地図に準ずる図面に含まれ る旧土地台帳付属地図を公図と呼びます。旧土地 台帳付属地図とは、税務署に備え付けられていた 土地台帳の付属図のことです。地租改正の際に作 成された改租図(字切図、字限図ともいいます) を概ね明治20年から22年の間に更正したものを「更 正図」(地押調査図)と呼びますが、明治22年に土 地台帳規則が制定されたことに伴い、更正図を土 地台帳付属地図として税務署に備え付け、昭和25 年に登記所に移管したものです。土地台帳付属地 図の副本は現在でも地元市町村役場に保管されて いますので、これも貴重な資料として調査します。

昭和35年の不動産登記法の改正による登記簿と 土地台帳の一元化後も旧土地台帳は当分の間保存 するものとされたため、現在も旧土地台帳は無料 で閲覧や写しが請求できますが、これは旧土地台 帳が不動産登記法で定められた帳簿ではないため です(不動産登記規則第18条、準則第17条)。

ところで、公図はどうでしょう。従前は、旧土 地台帳付属地図の閲覧手数料は無料とされていま した(昭和36年3月2日民事甲第534号)が、平成 5年の不動産登記法の改正により、地図として定められていない旧土地台帳付属地図を地図に準ずる図面と位置づけたため、平成5年10月1日から有料とされました。旧土地台帳は無料であるにもかかわらず、本来その付属地図であった公図の閲覧や写しが有料となったわけです。これについては、一元化以降の旧法17条地図の整備が進まなかったため、旧土地台帳付属地図を公図と称し、地図に準ずる図面と位置づけたためだと理解しています。

土地表題登記の話に戻りますが、法定外公共物 は、以前は国が所有し、都道府県が管理していま した。平成12年4月に国の地方分権推進計画によ り、法定外公共物は平成17年3月31日までに市町 村に譲与されたため、現在は、所有・管理ともに 市町村が行っています。市町村から払い下げを受 けるためには、先ず用途廃止申請を行い、用途機 能が廃止された後に払い下げ申請をすることにな ります。以前は大蔵省財務局に手続したため、ず いぶん時間がかかりましたが、現在は地元市町村 に手続をすればよいので、一般の方も利用しやす くなりました。公図を調査すると依頼者の敷地に 里道が入り込んでいることを発見することがあり ますが、皆さんもそのような機会には地権者に対 して積極的にこの払い下げ手続を利用することを お勧めしていただきたいと思います。

紙面の都合もあり、十分な説明ができませんで したが、建物表題登記についてはまた機会があれ ばご説明したいと思います。 考 察



出会ってしまった旧根抵当権

城南支部 松本 计

あるとき、根抵当権の抹消登記の依頼を受けた。 いつものように登記事項証明書を取り寄せて、権 利関係を確認する。そのとき、先順位の根抵当権 に見慣れない文字の躍っているのが目に留まった。

原因 昭和〇〇年〇〇月〇〇日設定 債権元本極度額 金〇〇万円 損害金 日歩〇銭 (以下、略) 共同担保 同所〇〇番、同所〇〇番の各土地

一目見て昔の根抵当権とわかった。だが、そのときの依頼はその根抵当権の後順位にある根抵当権の抹消登記であったので、こんなのもあるのか程度に思って対処した。程なくして今回依頼の受けた根抵当権の抹消登記は完了した。

それから半年ほど後のことであろうか、再びあのときの依頼者から連絡が入った。根抵当権の枠をアップしたいので、その登記をして欲しいとのこと。登記事項証明書を確認すると、半年前に見た例の根抵当権である。とはいえ、その根抵当権の後には担保権がついている。周知のように後順位担保権者の承諾がなければ、そもそも極度額増額の登記は出来ない。そして後順位担保権者の承諾を得るのは実務的にはありえないと思っていたので、そう依頼者に説明を行うと、実は金融機関の承諾は得ているとのことであった。そんなこともあるのかと思いつつ、それから旧根抵当権との格闘は始まった。

まず根抵当権者の確認である。連絡先はわかっていて、そこが合併等で承継しているのであろうが、担当者の話を聞いても今ひとつ判然としない。 又、金融機関ではないので変遷を記した資料にも 記載はなかった。そこで会社の古い閉鎖登記簿謄本等を取り寄せて追跡していった。そしてようやく今の承継会社を確認し、現在はその承継会社の子会社が譲渡を受けている形になっていることを突き止めた。

続けて、債権の範囲の確認である。旧根抵当権 には債権の範囲の記載がなかった。そこで根抵当 権者の担当者から書類を頂いて、債権の範囲の変 更登記の準備を進めていった。この時点では、債 権の範囲の変更登記を入れると旧根抵当権の表示 はガラッと変わるのかなと漫然と思っていた。と ころが何かのタイミングでそうではないことを知 る。へっ?じゃぁ、どうするの?自分の持ってい る本には旧根抵当権の旧の字もない。ネットで調 べても、中々それらしきものは出てこない。むし ろ頭の中が混乱していくだけであった。五里霧中 の中、支部の先輩に相談したり、法務局の方に教 えてもらったりという中で、ようやく旧根抵当権 の変更登記のやり方が見えてきた。一度債権元本 極度額の表示と債権の範囲の変更の登記をして、 それから改めて債権の範囲の変更登記等をしてい くということであった。

結局、極度額の増額に至るまでに、6件の登記 を申請することになる。

- 1/6 根抵当権の移転(合併)
- 2/6 根抵当権の変更(債務者の表示)
- 3/6 根抵当権の変更(旧根抵当権の表示変更)
- 4/6 根抵当権の譲渡(全部譲渡)
- 5/6 根抵当権の変更(債権の範囲の変更)
- 6/6 根抵当権の変更(極度額増額)

受験時代に根抵当権は嫌と言うほど勉強したが、 開業以降はあんな登記をすることはないであろう と思っていた。だけど、現実に教室事例と思って いたあのような登記をすることになった。見立て は間違ってないかと申請する直前まで何度も確認 し、それから申請した。すると早速法務局から電 話がかかってきた。印鑑証明書の原本還付の処理 をしているので、それを直して欲しいとのこと…。 早速、法務局で補正をして完了を待つも、それか ら中々完了しない。旧根抵当権に対応するソフト を本局から取り寄せる必要があるので、それに時 間がかかっているとの話であった。法務局には法 務局の事情があるのだな、そう思いつつ付記登記 が6件も付いた登記事項証明書を暫し眺めていた。

以下は、申請書の抜粋です。

1/6	根抵当権の移転	(合併)
-----	---------	------

登記の目的 一番共同根抵当権移転

原 因 昭和〇〇年〇〇月〇〇日合併

根抵当権者 (被承継者 ○○株式会社)

○○市○○町○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役 ○○○○

添付書面 登記原因証明情報 代理権限証書

2/6 根抵当権の変更(債務者の表示)

登記の目的 一番共同根抵当権変更

原 因 昭和〇〇年〇〇月〇〇日商号変更

平成○○年○○月○○日行政区画

変更

変更後の事項 債務者

○○市○○町○丁目○番○号

○○株式会社

権利者○○市○○町○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役 ○○○○

義務者 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

○○株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

添付書面 登記原因証明情報 登記済証

印鑑証明書 代理権限証書

3/6 根抵当権の変更(旧根抵当権の表示変更) 登記の目的 一番共同根抵当権変更

原 因 平成〇〇年〇〇月〇〇日変更

変更後の事項 極度額 金〇〇〇万円

債権の範囲

金銭消費貸借取引、手形債権、

小切手債権

権利者○○市○○町○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

義務者 ○○市○○町○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役 ○○○○

添付書面 登記原因証明情報 登記済証 印鑑証明書 代理権限証書

4/6 根抵当権の譲渡(全部譲渡)

登記の目的 一番共同根抵当権移転

原 因 平成〇〇年〇〇月〇〇日譲渡

権 利 者 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

○○株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

義務者 ○○市○○町○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役 ○○○○

添付書面 登記原因証明情報 登記識別情報 承諾書 代理権限証書

5/6 根抵当権の変更(債権の範囲の変更)

登記の目的 一番共同根抵当権変更

原 因 平成〇〇年〇〇月〇〇日変更

変更後の事項 債権の範囲

以下、略

権 利 者 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

○○株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

義務者 ○○市○○町○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

添 付 書 面 登記原因証明情報 登記済証 印鑑証明書 代理権限証書

6/6 根抵当権の変更(極度額の増額)

登記の目的 一番共同根抵当権変更

原 因 平成〇〇年〇〇月〇〇日変更

変更後の事項 極度額

金〇〇〇万円

権 利 者 ○○市○○町○丁目○番○号

○○株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

義務者 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

○○株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

添付書面 登記原因証明情報 登記済証

印鑑証明書 代理権限証書 承諾書

考 察



吸収合併における 営業許可の承継と登録免許税

洛南支部 德田康敏

第1 はじめに

先日、吸収合併と商号変更を同時申請するという依頼を受けました。色々と調べていたときに、ふと、「もし吸収合併したら、消滅会社で受けていた営業許可って存続会社にそのまま引き継がれるんかなぁ?そんなわけないわな」と、本件では全く問題とならないことを考えていました。「まぁ、問題にならへんしいいか」と思ったまま手続が完了し、今まで忘れていましたが、会報の原稿作成を機に思い出しましたので、一度勉強してみようと思いました。また、吸収合併と商号変更の同時申請のときには、登録免許税についても注意しなければならないことを思い出しましたので、これも付け足して書いてみたいと思います。

私自身、消化不良で曖昧になっている部分もあり、知識・理解不足を曝け出しております。この 点は、片目をつぶりながら読んでいただけると幸 いです。

第2 吸収合併における許可の承継

1 消滅会社の権利義務の承継

吸収合併とは、二つ以上の当事会社が合併契約を締結して行う行為であって、当事会社の一部が解散し、「解散会社(消滅会社)の権利義務」の全部が清算手続を経ることなく存続会社に一般承継される効果を持つものをいいます。存続会社に承継される「消滅会社の権利義務」とは、消滅会社の資産や負債、取引先との契約等を指します。

では、消滅会社で受けていた営業許可は、「消滅会社の権利義務」として存続会社に承継されるのでしょうか、それとも、承継されずに存続会社は新たに許可を受けなければならないので

しょうか。

2 明文規定が存在する場合

営業許可の承継について、個別の行政法規で 規定が設けられていることがあります。この場 合には、各規定に従って手続をとることで問題 は解決できます。

例えば、飲食店を営まないX社(存続会社)が、飲食店を営むY社(消滅会社)を吸収合併し、Y社の飲食店営業を承継して新たに飲食店を営む場合を見てみます。本来、飲食店営業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受ける必要があります(食品衛生法52条1項)。ただ、同53条1項の規定により、X社は、Y社の許可営業者たる地位を承継しますので、改めて都道府県知事の許可を受ける必要はありません。なお、X社は、遅滞なく、都道府県知事への届出をする必要はあります(同53条2項)。

同様に、風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律(風営法)7条の2や、興行場 法2条の2等にも、合併による許可の承継の規 定が設けられています。

3 明文規定が存在しない場合

例えば、建設業法等のように、合併による営業許可の承継の規定がない場合には、存続会社は、消滅会社の許可を受けた地位を「消滅会社の権利義務」として当然に承継するのでしょうか。

営業許可等は、講学上の「行政行為」に該当 します。「行政行為」とは、行政の活動のうち、 具体的場合に直接法効果をもってなす行政の権 力的行為をいいます。この「行政行為」を機能 の観点から分類すると、私人に対して作為・不 作為を命ずる命令行為、私人に対し法的地位を 設定する形成行為、法律関係を確定させる確定 行為に分類されます。営業許可は、営業が自由 にできるという地位を法的に認め、本来の営業 の自由を回復するという形成行為に該当します。 この形成行為には、本来の自由を回復するとい う法効果しかなく、権利付与や義務賦課という 法効果はありません。そうすると、営業許可に よって、消滅会社に権利義務が生じることはあ りませんので、営業許可を受けた地位は、「消滅 会社の権利義務」には含まれません。

よって、営業許可等を付与する根拠法規に合併による承継の規定がない場合には、存続会社は、消滅会社の営業許可を受けた地位を承継することができず、新たに自ら営業許可を受ける必要があります。

第3 登録免許税

存続会社が吸収合併により消滅会社の事業を承継し、新たにこの事業を行う場合には、存続会社において目的変更の登記をする必要があります。また、吸収合併を機に、存続会社の商号を変更して、心機一転を図るということもあると思います。この場合、合併と同時に目的変更や商号変更の登記を申請するということがあります。

先例によれば、合併と同時にされた定款の変更による登記(商号変更、目的変更、発行可能株式総数の変更等)については、それぞれ別途登録免許税が加算されるとされています(昭34・1・8民事四発第2号民事局第四課長心得回答)。登録免許税法上の課税根拠が、吸収合併(登録免許税法別表第一24(1)へ)と、登記事項の変更(同ツ)とで異なるため、当然の結論であるといえます。

ただ、吸収合併における存続会社の変更登記において「資本金が増加しない」場合には、登記事項の変更として、登録免許税法別表第一24(1)ツが適用されます。そうすると、登録免許税法上の課税根拠が、目的変更・商号変更等と同じになります。よって、「資本金が増加しない」吸収合併登記と、商号変更・目的変更登記を同時に申請す

る場合には、申請件数が1件として、登録免許税 が金3万円となります。

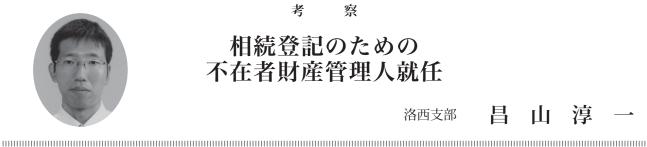
第4 おわりに

色々と調べているうちに、だんだんと混乱して きてしまい、本稿作成後も非常に不安が残ってお ります。この不安を解消すべく、これからも勉強 し日々精進していきたいと思います。

参考文献

- ・江頭憲冶郎(2015)『株式会社法』〔第6版〕有斐閣、 843頁~888頁
- ・松井信憲(2015)『商業登記ハンドブック』〔第 3版〕530頁~570頁
- ・金子登志雄他(2012)『商業・法人登記300問』〔初 版〕332頁~371頁
- ・鈴木龍介(2012)『商業・法人登記先例インデックス』商事法務、186頁~187頁
- 塩野宏(2005)『行政法 I 』〔第 4 版〕有斐閣、 100頁~112頁
- ・桜井敬子・橋本博之(2013)『行政法』〔第 4 版〕 弘文堂、77頁~88頁
- 宇賀克也(2007)『行政法概説 I 行政法総論』〔第 2版〕有斐閣、74頁~99頁、273頁~282頁

老 察



相続登記のための 不在者財産管理人就任

山 洛西支部

2013年の4月、深刻な顔つきの年配の女性が事 務所に来た。依頼者(以下「甲」とする)の話の 要旨は次の通りである。

自宅の名義を亡夫(2010年死亡)から甲の名義 に変えたい。夫の遺産は自宅(土地、建物)のみ であり、負債もない。

夫は1944年に京都府で生まれた在日コリアンで ある。外国人登録の国籍欄は韓国であり、韓国の パスポートも持っている。本籍は慶尚南道○○市 ○○面○○里である。甲はもともと日本人であり、 1972年に婚姻し、夫との間の子は C (1973年生) のみである。しかし、夫は再婚である。離婚した 前妻(この人は在日コリアン)との間に子が二人 (A、B) いるが、A(1965年生)が1992年に家出 をし、現在まで音信不通、行方不明である。 B と Cは、甲が不動産を相続することに同意している。 遺言書はない。

依頼者甲に対し、「本来は相続人全員(甲、A、 B、C)が遺産分割協議をすべきところ、Aの代 わりとなる人(不在者財産管理人)を家庭裁判所 に選任してもらわなければならない」旨を説明し た。そして、必要書類の収集を始めた。

日本人であれば、戸籍の附票により現住所(実 際に居住しているかは分からないが)を把握でき る。しかし、本件の不在者は外国籍なので、戸籍 の附票がない。代わりに、家出当時の住所に現在 は住所を置いていない旨の不在住証明書を取得し た。

また、不在者の戸籍謄本の代わりに、出生届の 記載事項証明書を取得した。被相続人は、自己の 配偶者と子について、韓国官署に申告(届出)を

一切しなかったので、不在者の戸籍(2008年以降 は家族関係登録簿) は存在しない。出生届には、 本人の氏名・生年月日のほかに父母の氏名・生年 月日が記載されているので、被相続人との親子関 係を証することができる。

出生届の記載事項証明書は、当該出生届を提出 した役場で取得することができる。不在者が生ま れた1965年当時、在日外国人の出生の届出は、出 生地でしなければならなかった(1970年の戸籍法 改正により届出人の所在地でも可能となった)。不 在者の出生地が分からなかったので、役場を三か 所も回って出生届を探し出した。

8月に不在者財産管理人選任申立をした。家事 事件の実務書には、申立書の記載例が載っている が、簡素すぎる。現実の事件に際しては、申立書 とは別に陳述書や相続関係図を作成すべきである。 本件の陳述書には、申立人と不在者との関係、不 在者の家出当時の住所・状況・同居者、相続財産 たる不動産の現況・居住者などを書いた。

11月に家裁から「裁判所が不在者の外国人登録 の有無を確認したところ、2009年○月○日に埼玉 県……に外国人登録がなされていることが確認さ れた」という連絡が来た。担当の書記官は「埼玉 県の住所に書留郵便を送って下さい。もし書留郵 便が戻ってきた場合、それを裁判所に提出して下 さい。戻ってこない場合は現地調査をお願いしま す」と言ってくれた。

さっそく、甲が不在者宛に郵送した。しかし、 いつまでたっても何の反応もなく、郵便物も戻っ てこなかった。

年が明け、1月に再び郵送した。前回は普通郵 便で送ってしまったので、今度は書留郵便で送っ てもらった。すると、「あて所に尋ねあたりません」 と記入された封筒が戻り、これを家裁に提出した。 書記官に「先生が財産管理人になってもらえま すか」と言われ、承諾したので、私を不在者財産 管理人に選任する旨の審判が2月になされた。

財産管理人は財産目録を作成しなければならない(民法27条参照)。本件では、不在者の財産は被相続人名義の不動産の法定相続分のみなので、すぐに作成して家裁に提出した。ちなみに、被相続人の本国法は韓国法であるといえるので、遺言により日本法を指定しなければ、法定相続人や法定相続分については韓国の民法が適用される(法の適用に関する通則法36条・41条、韓国国際私法49条2項参照)。韓国民法1000条と1003条によれば、法定相続人は甲、A、B、Cであり、同法1009条によれば、法定相続分は、甲が9分の3、A、B、Cは各9分の2である。

3月に不在者財産管理人の権限外行為許可(民法28条参照)の申立をした。「相続人甲が下記相続財産を相続する。相続人甲は、相続人不在者Aが帰来したときは、本遺産分割の代償金としてAの法定相続分相当額金〇〇円をAに支払う」という遺産分割協議書案を添付した。代償金の額は、固定資産税の評価額に法定相続分9分の2を掛けて算出した。また、甲が代償金を支払う資力があることを証明するために、定期預金証書の写しも添えた。これは書記官の指示による。

選任申立と同様、権限外行為許可申立についても、実務書の記載例は簡素すぎる。申立書には「甲が今後も本物件に居住し続け、公租公課を支払うつもりなので、甲に相続させるのが妥当」と書いた。申立の約一週間後に許可審判が届いた。甲、B、Cと財産管理人である私が遺産分割協議書に署名、押印した。まず、甲とCに会い、その直後、甲と私がBの自宅に行った。BとCは仲がよろしくない。甲とBは仲良しだ。そして、この日のうちに法務局へ相続登記を申請した。

登記完了後、家裁に対し「不在者の管理財産が 皆無となったので管理を終了した」旨の報告書を 出した。その数日後、「不在者財産管理人に選任し た処分を取り消す」旨の職権の審判(家事事件手 続法147条)がなされ、審判書が届いた。 甲に登記完了の書類を渡したのは、依頼から一年近くも経過した日であった。初対面のときは深刻な顔つきであったのに、この日は穏やかな表情をしていた。

報告



「日司連総会・役員選挙について」

副会長 山 口 基 樹

1. はじめに

私は、平成27年度の役員改選において日本司法書士会連合会代議員に選任された。(京都司法書士会の役員に選任されたことにともなうものではあるが…)ともかく、日司連総会に出席することになった。

今年度の日司連総会は、平成27年6月25日・26 日の2日間(木・金曜日)、東京渋谷にある「渋谷 ヒカリエ・ヒカリエホール」にて開催された。私は、 これまで日司連総会に出席したことがなく、初め ての参加となる。そのためと思われるが広報部長 から、初めて日司連総会に参加した者の目線から 日司連総会について思ったことを会報に書いてほ しい旨の依頼を受けた。(このように理解した。) 締切についても特別の配慮をするからとうまく言 われ、原稿を執筆することとなった次第である。 そんなわけで、私は、総会と役員選挙について思っ たことを書いた。あくまで、初めて体験した者の 目線で、原稿を書いているため、少し批判的な内 容になっているが関係者にはご容赦いただきたい。 (要するに、無知に基づく、独断と偏見が入ってい るのである。)

なお、詳細については、月報司法書士7月号(第78回日司連定時総会・役員改選)、8月号(第78回日司連定時総会)に記述があるので、参照いただきたい。

2. 総会前の前哨戦

日司連総会は、前述の2日間に開催されるのであるが、役員選挙を含めると既に近畿ブロックの総会前後から始まっている。ブロックの総会後の懇親会には候補者やその支持者が大挙して参加し、アピールを行う。もっとも、初めて代議員になっ

た人間には、同じブロックの候補者はある程度その人となりを知っているが他のブロックとなると正直、著名な候補者を除いて誰も知らない。そんな人からよろしくお願いしますと言われても、正直返事のしようがない。役員に立候補するのは大変なことであることだけは理解できた。そんなこんなで、総会当日までには、事務所には、候補者からの郵便物や電話、場合によっては事務所訪問を受ける。ただし、物が送られてくることはない。そして、日司連から分厚い総会資料が送られてくる。250ページほどの資料で、正直、読むのが大変な分量である。そして、そうこうしている間に総会当日がやって来るのである。

3. 総会当日

1日目は、12時30分から開始となり、開会宣言の後、会長挨拶・来賓挨拶・表彰と続き13時45分に議長が選出されたあと、候補者の演説があり、役員選挙を行った。そして議案の審議に入ることになるが、議案は29号議案まであり、そのため厳格な進行管理が設定され、とても窮屈な印象を受けた。2日目は、議案に対する質疑及び答弁があり、採決が行われた。質疑については、提案者と賛成討論者との打ち合わせが事前にできているのか疑問に思われたケースもあった。(議案第25号の安保法案)

その後役員選挙の結果発表があり、新役員の挨 拶ののち、総会は閉会した。

4. 日司連総会・役員選挙について思うこと

会員の皆さんは、日司連総会や役員選挙について興味・関心がありますか。

私は、おそらく関心のない会員が多いと思う。

その理由は、会員が意思を表明したりできる機会 がないからである。その結果、知らないところで、 一部の会員で行われている儀式のようなものと 思っている会員が多いのではないかと思う。しか し、総会の議論は、これからの我々司法書士の制 度をどうするのかという重要なことが議論されて いるのである。

て思ったのは、今のままの総会、役員選挙でいい のかと思った次第である。以下に思った点を書く。 ①議案が多いため2日間の日程では足りないので はないか。そのため、土曜日も加えて3日ぐら いの日程を確保してはどうか。平日に2日間拘

そういうわけで、総会や役員選挙の体験を通し

東するなら土曜日とかも日程として検討しては と思う。

②または、2日の日程しか確保できないのなら、 総会は年2回ぐらい開催してみてはと思う。役 員改選のある年の定時総会の議案は、決算と事 業報告、暫定予算、役員改選ぐらいにして、新 執行部が速やかに事業計画を策定し、2回目の 総会を実施すればよい。(今のやり方を継続する という前提なら…)

- ③そのために、代議員の数は現在の半分以下に減 らすべきである。総会には、300名の組織員は必 要ない。そのため、規定を見直すべきと思う。 総会には予算がかかると思われるので、大分節 約できるはずである。代議員は、全員発言でき るような状況になく、議決するだけの存在でし かない部分もある。そうすれば、日司連会館で も総会が開催できる。
- ④役員選挙については、予選制を導入すべきであ る。初めて代議員となった者にとっては、候補 者はよく知らない人でしかない。私としては、 こういう理由でこの人を指示したといえるだけ の情報がない。会員に対して、代議員の責任を 果たせない。それまでの間については、せめて、 選挙広報の所信表明書の内容を充実すべきであ る。そして、代議員に判断材料を提供してほしい。 (A4-枚のペーパーに抽象的に所信を書かれて も私には判断できない。)

判断するためには、予選制を導入する必要があ

ると考える。事業執行に切れ目なく対応できる という利点もある。ただし、旧執行体制の人間 で選任することは問題と考える会員も当然いる と思う。そのため、代議員については、役員選 挙のない年度に改選してもいいのではと考える。

⑤代議員の任期は、例えば2期4年までにすると か任期に上限を設けたらと思う。総会には古株? の代議員と思われるような人もいたように思う。 あまり長いと、代議員どうしが仲良くなりすぎ て、役員選挙に際して票のやりとりを行う温床 にもなる。日司連の将来にとってよくない。

5. 終りに

総会が終わると代議員は、ただの一会員になる。 いままでの騒ぎは一体何だったのかと思うほどで ある。多分次の総会の直前までは…。

いろいろ思うことを好き勝手に書いたが日司連 執行部では、役員選挙のあり方について検討して いると聞く。実現していただきたい。そして、全 国の会員に対してもっと日司連の取組について ホームページ等で情報提供してもらえたらと思う。

報告

「岩手で開業して」

岩手県会 可児 あさみ

振り返ってみれば、もう6年も経ったのか、と しみじみ思います。

京都市内の事務所に勤務していた私が、司法過 疎地開業支援制度を利用して人口約9000人程度の 岩手県花巻市東和町に事務所を開設してから今日 までの6年間を振り返って感じることは、時が経 つのがあっという間だなということでした。

事務所開設当時は何がなんだか分からぬまま、 岩手の方言と冬の寒さに慣れるのに精いっぱいで した。雪道の運転がとにかく大変で、依頼者の家 に無事にたどり着いた時点で、8割がた仕事が完 了したような気分になってしまっていました。

当時一番不安だったことは、岩手の中でも特に 閉鎖的だといわれている地域で開業して、よそ者 の自分を地域の方々が受け入れてくれるかどうか、 という事です。事務所開設前は特に深く考えず、 気楽な気持ちで岩手に来てしまいましたが、やは り現実を前にすると心配なことはたくさんありま した。

しかしこんな不安とは裏腹に、地域の方々にとても支えられました。開業してすぐに近所の方々から色々と仕事をもらえ、まずは安心しました。でもそれ以上に支えられたのは、私のことを気にかける義理など何もないのに、いつも声をかけてくれて、野菜をくれたり、地域の歴史を教えてくれたりした方々がたくさんいたことです。司法書士としてではなく、地域の一員として話しかけてくれている気がしたときはとても嬉しかったです。

なぜ東和町を開業地に選んだのか、とよく聞かれますが、実はあまり深く考えず、交通アクセスだけで決めてしまったようなところがあります。でも、このような地域の方々と出会え、東和町を

選んで本当によかったと、あらためて感じています。

肝心な業務においては、京都での勤務時代にある程度登記は勉強させてもらっていたと思っていたのですが、東和町にきた当初は、苦労の連続でした。今になって思えばそれも当然で、手続や理論が理解できたとしても、業務をうまく仕上げるには地域性が大きく関わるという事を分かっていなかったからです。

京都にいたころは農地の存在自体あまりなじみがありませんでしたが、こちらではほぼ全世帯が農地を所有しています。山林を10名以上の人で共有しているなども当たり前。東和町には不動産屋もないから個人売買も当然のこと。評価額が極端に安い為、不動産を持つことは損だと考える人も大勢います。

本を調べるだけではなく、地域の方や諸先輩方などに生の話を聞くことで、少しずつ地域の現状を理解してきました。そこからは、スムーズに業務が進んだなと感じる機会が少しずつ増えてきたと思います。試験勉強と実務は違う、という京都時代にたくさんの先輩方からいただいたアドバイスが正しかったのだと実感することができたことも、東和町に来てよかったところではないでしょうか。

最近では、京都で当たり前に行っていた手続きが、こちらではレアケースであったため、京都時代の経験が貴重なものとなることも少なくありません。

たとえば『分かれ』形式による取引。こちらでは『京都方式』なんて呼ばれてほとんど利用されていませんので、分かれ形式の取引がたまーに舞

い込んできたときに、なんの抵抗もなく手続きに 取り掛かることができて、関係者の方から頼りに していただいたことは京都時代の経験をあらため て貴重に感じる機会となりました。

こういったこともあり、地元の人間ではないことがマイナスだと考えるのではなく、他所の経験はプラスだったと気持ちを切り替えることができるようになりました。

もちろんまだまだ未熟ではありますが、やっと 少し、今後について考える気持ちのゆとりがでて きました。たとえば成年後見の受任件数がどんど ん増えていますが、惰性でこれまでと同じやり方 で仕事をするのではなく、地域の中核施設となれ るよう、もっと根本的に業務のあり方を考え、積 極的に改善していきたい、などと思ったりしてい ます。

東日本大震災への対応に関連する業務は、もうすぐ一段落しそうです。今後自分がどのように役立てるか分かりませんが、常に地域の人たちの話をよく聞いて、司法書士に何が求められているのかを敏感に察知して対応できるような、司法書士でありたいと思っています。

報告



「司法書士倫理の逐条解説

~あらためて司法書士倫理を考える~」

日司連司法書士執務調査室執務部会長 中久保正晃先生の研修を受講

研修部 水 出 淳

京都司法書士会(以下、「本会」と言います。)が主催する研修には、不動産登記、商業・法人登記、企業法務、民事法、労働法、裁判業務、成年後見、犯罪被害者支援、相談業務等々、種々様々なテーマのものがあり、中には通常の甲種の単位と併せて倫理研修単位が付与されるものもあります。近時開催された本会主催のものとして、たとえば、「民事法律扶助制度の活用と司法書士援助申し込みの現状と注意点について」、「少年審判について」、「相談の受け方~相談者の心をつかむ相談技法~」といったテーマの研修には、受講者に1単位の倫理研修単位が付与されました。

ご承知のとおり、本会の会員は、年間に取得することが必要であるとされている12単位以上のうち、1単位以上の倫理研修単位を取得することが義務付けられています。本会研修規則を紐解くと、第2条(研修の目的)には、次のように規定されています。

「研修は、会員が司法書士としての社会的使命及 び職責を全うするため、会員の司法書士倫理の保 持及びその業務遂行能力の向上を図ることを目的 として実施する。」

ここでは、倫理というものが司法書士倫理という司法書士という職能に特有の倫理を意味し、研修の目的が、業務遂行能力の向上だけでなく、司法書士倫理の保持ということにも向けられています。

それでは、私たち会員が研修等を通じて保持することが求められている司法書士倫理とはどのようなものでしょうか。私が今回受講した「司法書士倫理の逐条解説~あらためて司法書士倫理を考える~」という表題の研修は、この基本的な問いに対して答えるためのいくつかの重要な示唆を与

えてくれるものでした。

講義のなかで、中久保講師は、最近の話題から入り、司法書士倫理の機能・役割についての説明に続いて、いくつかの司法書士倫理の条文を取り上げ、その条文に関係する実例を織り交ぜながら、興味深いお話をされていました。その中には司法書士倫理の基本となる考え方を解説するものもいくつかあったのですが、ここでは、その中から、とくに私の印象に残っている司法書士倫理第2条の「公正誠実義務」についてのお話をご紹介したいと思います。

「公正誠実義務」についての一つの考え方として、 「公正誠実義務」を「公正」と「誠実」との二つの 要素に分解し、「公正」はタテの関係を規律し、「誠 実」はヨコの関係を規律するという考え方があり ます。

つまり、「誠実」というのは、依頼者からの要請、 すなわち依頼者との間の合意(委任契約)に基づ いて発生した善管注意義務、さらには忠実義務に 由来する要請である、と考えます。このことから、 誠実義務は「合意規範」とも呼ばれ、誠実義務が 支配する当事者間の関係は、「契約関係」というこ とになります。

これに対して、「公正」というのは、言い換えると「公正な立場を保持する義務」であり、社会からの要請である、と考えます。たとえば、「実体的な法律関係に合致した登記をすべきである」という登記法の要請があります。依頼者の意思とは直接的なかかわりを持たない、司法書士と社会との関係性に由来する要請であるという考え方です。それゆえ、公正義務は「関係規範」とも呼ばれ、一説によれば、公正義務が支配する関係を「信認関係」などと呼びます。

「誠実」義務の発生根拠が契約であると考えられ るのに対して、「公正」義務の発生根拠については、 プロフェッション論、法律サービス論、信認関係 論等、いくつかの考え方があるようですが、現在 のところ、決定的な考え方というのはないそうで す。それらの中で、中久保講師が親近感を示して おられたのが、「信認関係」に基づく「信認義務 (fiduciary duty)」という考え方です。「信認関係」 というのは、法律家と依頼者、医者と患者という 関係のように、特定分野について現に保有してい る情報量に圧倒的な差が生じている当事者間の関 係から、当然に認められる関係を指します。信認 を受ける受信者は、(相手方との間に契約関係はな いのですが) 自分の利益をはかることは許されず、 もっぱら相手方の利益をはかるために最高度の信 義誠実を尽くして行動、助言しなければならない とされます。司法書士倫理第2条に謳われている 「公正誠実義務」についてのこの考え方は、私自身、 今後司法書士として業務を続けていく上で、大変 参考になる、興味深い考え方だと思いました。

最後に、私は、本会に移転登録して2年ほど経 つのですが、当初は本会の研修の開催数の多さ、 内容の多様さ・充実ぶり、そして受講者の方々の熱 心さにとても驚いていました。そして、まさか自 分がその本会の研修の運営に関わることになろう とは思っていなかったのですが、今期初めて本会 の研修部主事として、研修部の活動に参加させて いただくようになりました。

研修部主事として、会員の皆様には、必要単位数に関わらず、出来るだけ多くの研修に参加していただきたいと考えています。(私は、昨年度100単位以上の研修単位を取得しました。)皆様方からも、研修に関するご要望等がございましたら、研修部までお寄せいただけると幸いです。今後も、多様で充実した内容の研修を会員の皆様にお届けすることができるよう、研修部員のひとりとして微力を尽くしていきたいと考えています。

報告



北部相談会の開催と出張相談について

相談事業部長 松 井 大

平成27年度、相談事業として京都市内の殆どの 区役所で相談会を開催することができるようにな りました。各支部の担当者の方にはたいへんご負 担となっていると思いますが、市民の方の司法ア クセスの充実を図るため、また、司法書士という 制度の広報のため今後ともご協力を賜りたいと 思っております。

さて、相談事業部ではここ数年、検討していました北部地域での相談会を27年度に開催することができました。すでに青年会や近司連では北部地域で何度も相談会を実施されていますが、京都会本会の事業としてようやく開催に至った次第です。

もともと北部相談会の開催は、 北部地域での相談需要がどれくらいあるのか、定期的に相談会を開催していくべきか、あるいは需要によっては北部に新たに総合相談センターを設置することまでを念頭に置いて、それを把握するために必要と考え、検討してきました。

初めてのことなので開催場所や時期についているいろ検討したのですが、本年度は地域として福知山、舞鶴西、舞鶴東の3箇所に絞り、日程として9月の26日、27日に行いました。(上田企画部長には会場の手配等大変お世話になりました。)広報など慣れていない部分で手間取ってしまった部分もあり、また、相談員の募集についても募集が少なく、京都市内の会員にまで行っていただきました。どちらも時間的に余裕を持って行っていればもっとスムーズに進められたかと思います。

結果としては福知山 5件、舞鶴東 11件、舞 鶴西 6件でした。 この結果を踏まえ、今後も継続していくべきか、 継続していくとして次回の開催場所や時期はどう するかといったところが次年度以降の検討課題と なっています。

相談事業部としては始めたばかりの事業なので ぜひとも継続して行きたいと考えており、開催場 所を増やし、時期もずらして引き続き相談需要を 探っていく方向で進めていく予定です。

また、青年会が例年北部相談を行っておられますが、その相談会を本会と共催でやっていけないかということも今後検討していきたいと考えています。

それから、本年度のもう一つの相談事業として 出張相談を企画しました。

当会では多くの相談会を実施しておりますが、 せっかく相談会の機会を設けても身体的な理由に より相談会に出向くことができない相談希望者が 多くいると思われます。そのような方へもリーガ ルサービスを提供できるようにし、司法書士とい う専門職の認知度を一層高めるための事業です。

法テラスも出張相談に対応しており、また、現在弁護士会が高齢者を対象とした出張相談に力を入れています。弁護士会の方ではすでに京都市内全域と京田辺市で実績を上げています。

司法書士も高齢社会に適応していくため、積極 的に活動をしていく必要があります。特に司法書 士はリーガルサポートを通じて、成年後見の分野 ではかなりの実績を残しています。そのことから 考えても高齢者に対する出張相談の受け皿として 十分にその職能を発揮できるはずです。

もちろん、弁護士と張り合うという意味ではないのですが、司法書士がその職務において社会に 貢献できる機会を増やし、社会からさらに認知され、社会的な信用を上げていくためにも必要な事業だと考えております。

今回は試験的な意味合いもあり、京都市内のみを対象とし、年度内限りとする限定的な事業として始めました。年度内にどれぐらいの実績が出せるかはわかりませんが、ぜひとも次年度以降も継続して行っていくべきものだと考えております。

報 告



少年鑑別所を見学して

洛北支部 浅 井 健

平成28年1月20日(水)底冷えのする中、京都地方法務局本局近くにある京都少年鑑別所の見学に行ってきました。これは自殺対策・犯罪被害者支援委員会の企画で行われ、平日の昼間しかも単位が付かないにもかかわらず多くの参加者がおられ、関心の高さがうかがわれました。

(前提知識として)

釈迦に説法となることをご容赦いただくとして、 少年が犯罪等の行為をすると、刑事手続にのる場合、少年法上での処分、児童福祉法上の措置など、 年齢、行為の内容などによって手続が変わってき ます。

少年が犯罪行為をすると全件家裁に送致されます。成人の場合軽微な犯罪や被害弁償や示談が成立している場合などは検察に送致されなかったり、送致されても不起訴、起訴猶予など裁判の手続にのらないこともありますが、少年の場合はたとえ微罪であっても保護の観点から全件家裁送致となります。

少年法で言う非行少年は20歳未満の者をいいますが、下記のように分かれています。

触法少年→14歳未満で犯罪行為を起こしても刑事 責任能力が無い者として処罰されませ ん。触法少年と呼ばれます。刑事訴訟 法の手続に乗らないため、逮捕、勾留 されることはありませんが家庭裁判所 の判断で観護措置として少年鑑別所に

送られることがあります。

記憶に残っておられる方も多いかも知れませんが、佐世保市女子児童殺害事件においては、当時警察の捜査権が及ばず、すべて任意の捜査をせざるを得ず、少年法改正のきっかけとなりまし

た。現在は、押収や捜索もできるよう になっています。

犯罪少年→14歳以上で犯罪行為を起こした場合、 犯罪少年と呼ばれます。年齢や、犯罪 の内容によって手続が変わることがあ ります。

> 凶悪な犯罪など家裁の調査によっては 刑事処分相当として検察官に送致され ることがあります(逆送致)。16歳以上 で故意の犯罪行為で被害者を殺害した 場合は原則検察官に送致されます。

14歳以上は少年法によって処分され、 16歳以上となると刑事裁判の手続で処 罰されます。(量刑に差は有)

ただし14歳以上であってもやむを得ない場合を除き、勾留されませんが(そのかわりに勾留に代わる観護措置として少年鑑別所に送られます。)実際の運用は証拠隠滅等のおそれなどを理由に勾留されることが多いようです。

虞犯少年→犯罪予備軍的な少年の事で、家出を繰り返したり深夜徘徊するような少年たちのことです。少年法では下記のような少年とされています。

- イ 保護者の正当な監督に服しない性 癖のあること。
- ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附か ないこと。
- ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な 人と交際し、又はいかがわしい場 所に出入すること。
- ニ 自己又は他人の徳性を害する行為 をする性癖のあること。

(少年審判の流れ)

~図は法務省ホームページより引用 非行少年の全てが鑑別所に入るわけではありま せん。家庭裁判所が観護措置が必要と判断した場 合に少年鑑別所に送致されます。鑑別所で聞いた お話では、平成26年家裁送致1854人に対し鑑別所 送致が303人とのことで、多くは在宅での審判と なっているようです。(勾留に代わる観護措置も鑑 別所に送られます。)

(少年鑑別所の役割)

~図は法務省ホームページより引用 少年鑑別所では非行少年が犯罪行為に至った経 緯、精神状況、発達状況、家庭環境など心理学や 教育学などの専門家によってさまざまな角度から 調査され、今後の立ち直り、援助の方法などが検 討されます。家裁では鑑別所の報告を参考に審判 が下されます。

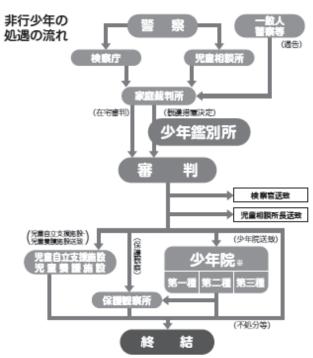
鑑別所には原則2週間、最大で4週間収容され ます。事件の重大性、複雑性などによって例外的 に8週間収容されることもあります。

(鑑別所の様子)

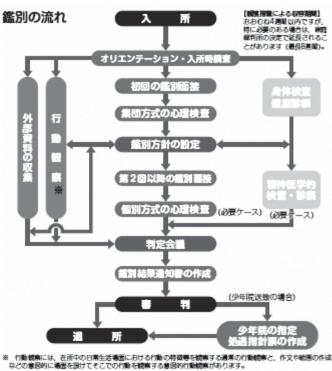
鑑別所では所長さんから鑑別所の役割、京都の 少年犯罪の実状などを解説いただいた後、職員の 方々に少年たちが過ごす居室、運動場、面会室、 診察室などを案内していただきました。拘置所を 見学された経験のある方にはイメージが付きやす いと思いますが、面会室に透明の仕切り(よくテ レビドラマに出てくるような)がないくらいで、 それ以外は拘置所と同様移動するポイントごとに 厳重に施錠されています。

私たちが見学をしている時に少年が屋内を移動 することがありましたが、その時は私たちが別室 に入れられ、居室にも少年がいる部屋の廊下に仕 切り板が設置され少年の姿を見られないようプラ イベートに配慮しての見学会でした。

鑑別所は懲罰が目的ではないため、図書室の本 を読んだり、自由時間にはテレビを見たりお菓子 を食べたりすることができます。鑑別のための課 題活動としては、心理テストや行動観察のほかに



・少年院には、このはかに少年院において刑の執行を受ける16歳未満の者を収容する第四種少年院があります。



自分の行った犯罪、被害者への気持ち、家族への 気持ちなど色々なテーマで作文を書いたり、絵画 や貼り絵などの製作活動、俳句、書道などの文化 に取り組む活動を行っています。廊下や研修会場 には色々な作品が飾られていました。また、内科 と精神科の医師(1人は技官)が常駐し、健康管 理と精神的なケアも充実しています。

鑑別所内には運動場やミニ体育館があり、時間 を決めて体を動かすことができ、卓球やミニサッ

カーなどをしているそうです。運動場は高い塀で 囲まれているものの大きな立木があり、逃げ出そ うとすればできるのでは?と思ってしまうのです が、運動時には外にも職員を配置し、今まで逃げ 出すような事は一度もなかったとのことでした。 一昔前の荒れていた時代には、運動場近辺のマン ション廊下から鑑別所を覗き込んで仲間に声をか けるような行為はよくあったそうですが、最近は 時々暴走族仲間のバイクの空吹かしが聞こえるく らいとのことでした。

部屋は男女別に2畳くらいの単独室と6畳くらいの集団室があり、各部屋テレビ(視聴時間は限られます)、洗面、トイレ(男性用の単独室は用を足していても頭が見えるようになっています。女性用と集団室は見えないようにしています。)があります。食事については、以前は鑑別所内で調理していたそうですが、経費節減で現在では委託業者から提供されています。アレルギーなど細かな配慮もされて、成長期の年齢に合わせたボリュームのある食事(ご飯は麦飯)になっています。

職員の方は、大学で心理学等を修めた法務技官 や専門研修を受けた法務教官で、少年たちの面接 や生活指導を行っています。入所者は2~4週間 で出ていくものの入れ代わり立ち代わり対応せね ばならず、入所者が増えると対応が大変とおっ しゃっていました。また、粗暴な少年も多いため、 毎年必ず護身術と制圧術の検定に受からないとい けないそうで、ミニ体育館に畳を引いて訓練され ているそうです。

(少年たちの傾向)

一通りの見学を済ませた後、所長を交えて質疑 応答の時間がありました。そこでお聞きした話で は、少年たちは自分の行った行為への反省よりも、 自分が今後どうなるのか?といったその後の処遇 が気になり(少年院か検察への逆送致か、など)、 被害者への反省の意識はあまり感じられないとの 事でした。

また、少年たちが犯罪行為に至った背景としては、家庭事情(貧困、DV)や精神疾患といったオーソドックスな要因よりも低年齢化する薬物問

題や社会適応障害という発達障害の一種を原因とするものが増えているそうです。一昔前では、不良少年というと何人かでつるんで行動し、不良グループの中でも上下関係やルールなど一応の社会性が見られていたものの、最近はSNSなどのネット環境下でのつながりが多くみられ、現実世界での人間関係など社会適応を苦手とする少年たちの犯罪が増えてきているとの事でした。残念ながら複数回鑑別所のお世話になる少年も2~3割程度おり、少年院を出た後再度犯罪行為で入所してくる少年も1割程度あり、少年の更正に難しさを感じました。

(終わりに)

少年が重大事件を起こすたびに少年法の改正が 進んできました。今でこそ審判の結果を被害者に 通知したり、被害者が少年審判を傍聴できるよう になりましたが、以前は少年保護の観点から、犯 罪少年がどのような処遇になったのかを被害者側 が知ることはできませんでした。

川崎中一男子生徒殺害事件など少年らによる重 大事件が起こる中、厳罰化か少年保護か色々議論 されています。選挙権の年齢が18歳に引き下げら れ、成人の年齢も見直されるのと同時に少年法の 改正も検討されています。

司法書士として直接の業務で少年に関わることは少ないとは思いますが、街の法律家として地域活動に参加されている皆さんは、PTAや少年補導の活動などで少年と関わることもあると思います。また、お子さんをお持ちの方は我が子が巻き込まれることが無いとは言い切れない世の中になってきましたし、少年犯罪の被害者からの相談もあるかもしれません。

鑑別所の見学を通じて、今まで全く知らなかった少年法のことや少年審判の流れが少し理解できました。選挙権があるから刑法上も大人として扱うのか、被害者の処罰感情にどう配慮するのか、少年保護の観点はどうなるのか、少年法の改正の動向も注視していきたいと思います。



法テラス京都副所長に就任して

法テラス京都副所長 西脇 正博

私は平成27年5月23日付けで、山口基樹前副所 長(以下、「山口先生」という)の後任として、法 テラス京都(日本司法支援センター 京都事務所) の副所長に就任致しました。それまでは、6年間 当会において常務理事(広報部長、研修部長)を してきましたので、会務はお休みさせていただこ うと思っていましたが、「縁」?あって前任者の山 口先生が当会の副会長となり、私が法テラスと交 替した形になりました。確かに主要な会務は外れ たのですが、結果的には場所が変わっただけとな り、私の中ではこれまでと特に変わらずの現状で す。ただ、引き受けさせていただいた限りは次に 引き継ぐまでしっかり勤めあげたいと思いますの でよろしくお願い致します。

さて、法テラスについてはその前身の法律扶助協会から法テラスに移行した前後約3年間審査委員をしていましたので、7年ぶりに復帰したことになりますが、当初は随分様変わりした印象を持ちました。しかし、半年以上経った今となればもともと法テラスの一部の業務(民事法律扶助の審査委員)に関わっていただけであって、他の様々な業務まで理解しておらず、また、経過に伴う業務の拡大もあることから、従前の経験はほとんど役に立たず、新たな気持ちで取り組まなければならないと思うようになりました。山口先生から引き継ぎ資料をもらった際にその多さに驚きましたが、今となっては納得もし、不明な事項については参考にさせてもらっています。

私の副所長としての仕事は、毎週の執行会議に 出席し、様々な審議事項の決済や協議を行うこと と、催し物や参加要請された他団体の行事に出席 することです。執行会議は、所長、副所長4名(所 長及び副所長3名は弁護士の先生)、事務局長、担

当課長、係長の8名で構成され、当会での常務理 事会のようなものです。執行会議自体は、事務局 が協議内容をある程度まとめていることから、場 合によっては比較的短時間に終わる場合もありま すが、毎週それと別に行う決済文書の多さには驚 きます。各文書につき、法テラス担当者、係長、 課長、事務局長、4名の副所長、所長と目を通し 決済していくのですが、司法書士業務と関わりが ない事案(国選弁護業務関係等)については、果 たしてどこまで理解して決済してよいのか戸惑う こともあります。ただ、法テラスはやはり役所と 言ってよく、こういった決済は手続き上も必要な のであろうとできる限り理解に努め決済(副所長 印の押印)をしています。催し物や他団体の行事 には、所長が出席できない場合に、副所長が分担 して出席しています。

前述したように法テラスは民事法律扶助業務以 外にも様々な業務があります。情報提供業務、国 選弁護等関連業務、犯罪被害者支援業務、司法過 疎対策業務があげられますが、その中で情報提供 業務について少し触れたいと思います。この業務 については、当会の会員も情報提供職員として審 査委員とは別に4名従事しています。この職には 他では裁判所職員経験者等が就いていますが、副 所長として各業務に触れてあらためてその重要性 (もしくは大変さ) に気が付きました。その業務内 容は、家族や男女の問題、債務、貸金等金銭の問 題、労働、セクハラ、パワハラ、相続、成年後見 等各種様々な問い合わせに対し「どこに相談した らよいか」「どんな法制度があるか」など適切な 回答をすることです。したがって、司法書士とし て踏み込んで相談できる事案であっても直接相談 にのることはせず、あくまで適切な相談窓口を紹 介することになります、この点はやりにくいのではと思うのと普段司法書士業務に関わりがない事案についても適切な窓口の回答をしなければならず、適格な情報を把握しておかなければならないことから重要性、大変さを分かった次第です。情報提供職員には、定期的にそのための研修があります。審査委員そして情報提供職員をされている会員のみなさん、本来業務と別にご負担をかけますが、これからもよろしくお願い致します。また、会員の皆さんもこういった法テラス業務も当会の会務の一端として理解し、また、様々な問い合わせ、事案に触れることは幅広い意味で業務に役立つものとも思いますので、交代して携わってくださりますよう、お願い致します。

ところで、法テラスは司法ソーシャルワークとして出張相談、各地方ソーシャル団体(地域包括、社会福祉協議会、各行政の高齢者福祉課、介護課等)との連携を深めることにも力を注ぎつつあります。このことは、必要とする本人、関係者には窓口が広くなりとても喜ばしいことですが、成年後見分野で先駆的に同様なことを行ってきた司法書士全体としても今後さらにきめの細かい連携を進めていくことと、司法書士の法テラスへの関与を積極的に進め、法テラスの中でも司法書士の活用を進めていくよう働きかけていく必要があると考えます。

以上、述べさせていただきましたが、微力ながら頑張っていきたいと思います。皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い致します。



青年会とは何じゃらほい

京都青年司法書士会前会長 松田 義浩

まずは、個人的に思う、青年会のいい点・悪い点(あるいは、事業内容)

インタビュアーQ氏(以下、Qとする):今日は京都青年司法書士会(以下、青年会とする)について、2月まで青年会の会長をしてらっしゃいました松田義浩さんに、青年会のお話をたっぷりお聴きしたいと思います。松田さん、どうぞよろしくお願いいたします。

松田義浩(以下、松とする):よろしくお願いいた します。

Q:早速ですが、松田さんはこの2月まで青年会の会長をされていましたが、そもそもどのような 経緯で入会されたのですか?

松:私が入会したのは平成23年7月のことです。 私は平成20年合格でして、合格年から入会した同 期が多い中、私は独立を機会として入会となりま した。入会の動機は漠然としていましたが、同業 の知り合いが同期や勤務先しか無かったこともあ り、ネットワークを広げたいという気持ちがあっ たのかと記憶しています。

また、平成23年3月11日の東日本大震災を受けて、その6月に本会事業で東日本大震災宮城県内一斉無料相談会があり、それに参加したのですが、この相談会でご一緒させて頂いた先輩方がたまたま全員青年会の方で、しゃべりやすい、良い人達やなと好印象を持ったというのが1つですね。生徒会みたいなイメージが多少あって敬遠していた部分があったので、そういうのが払拭されました。

Q: なるほど。で、入会してみてどうでした?

松:よかったかなと思っています。1つは、さっき言ったネットワークですね。青年会を通じて、同期以外の先輩方や後輩と知り合うことができたのが一番ですね。この人こんな風に考えてるねんなあとか、こんなに勉強してはるねんなあといった刺激もありますし、単純な話、業務の相談をさせて頂ける先輩ができたのも非常にありがたいですね。

あとは、会長になるまでの3年間は相談委員会で相談事業のブラッシュアップや新規のワークショップ事業等で種々の企画運営について携わらせてもらったのですが、フットワークの軽い事業を企画していける環境ですので、事業を主体的に企画運営していく醍醐味のようなものを味わせてもらえたのもよかったかなと思います。

Q:良いこと尽くしのように聞こえますが、逆に、 ここはどうなの?といった改善点とか文句を言い たい点とかあります?

松:そうですね。これは必ずしも悪いとばかりは 言い切れず、良し悪しかと思うんですが、1つは 事業が多い点ですね。これは活発な生きた組織、 あるいは、多くの事業を裁くことができる合理的 にシステム化された組織として良い面でもあると 思うのですが、一方で、青年会というのは任意加 入の、いわゆる気持ち1つで参加するボランティ ア的な団体なんですね。そうすると、あまりに事 業が多くなると、その消化だけで大変だったりと か、手作りで事業を企画運営していく醍醐味みた いな実感から遠ざかっていくと思うんですよね。 一方で、1つ1つの事業は意義や意味があったり、 歴史がある事業だったりするので、なかなか廃止 できないという部分もあり、結果、事業過多、肥 大化していっているのかなと思いますね。

Q:具体的には、どんな事業を行っていますか?

松:単年で執行していまして、また、若手主体の 執行部となりますので、執行部はどんどん入れ替 わっていきます。なので、年によって、異なるの ですが、例えば、平成27年度はこのような事業を 行いました。

◇平成27年度京都青年司法書士会の事業について

(1) 各事業の種類別概要

*研修事業:

本会では実施されないような超初心者向けのものやニッチなもの等実施。

弁護士・税理士との三青会での研修事業等も行 う。また、近ブロ研修では京都会での研究発表 を実施(業際問題、遺言業務研究等)。

*相談会事業:

社会活動事業の一環として、無料相談会を実施。 北部相談会等の司法過疎地区への出張相談会、 他士業との合同相談会も実施。

また、全青司事業として110番事業等も行う。 相談初心者向けに相談スキル向上ワークショップも実施。

*広報事業:

福知山等で絶大な影響力を持つ両丹日々新聞での法律相談の連載や、会報誌「北山杉」の発行、青年会HPの運営等を行う。

*社会活動事業:

上記相談会事業や法律相談連載の他、社会との 接点を求めて、いろいろな社会活動(いわゆる プロボノ等の公益活動)を試行。本年度は試験 的な試みでフィールドワーク事業を行う。

*新人歓迎事業:

青年会新人ガイダンス、簡裁代理認定考査対策 答案練習会等を実施。

*懇親事業:

会員相互の交流・懇親を図り、お花見(今年度新規)、バーベキュー(滋賀会と合同は今年度新規)、ソフトーボール、ゴルフ(今年度新規)等を実施。

*その他:

フットワークの軽い、そして、風通しの良い会であることを目指して、今年度は、敷居の低い 座談会・討論会「よもやまばなし会」を試験的 に実施。

(2) 平成27年度 実施事業

(4)		
4月	4月4日(土)	お花見【懇親】
	4月18日(土)	簡裁代理認定考查対策答案練習会【新人、研修】
	4月27日(月)	三青会合同勉強会「信託について」【研修、懇親】
5月	5月18日(月)	第1回よもやまばなし会「本会会長選挙について」【その他】
6月	6月10日(水)	相談スキル向上ワークショップ「相続」【相談、研修】
	6月14日(日)	イオン相談会(税理士・公証人と)【相談】
	6月19日(金)	旧法相続関連事例研修会【研修】
7月	7月4日(土)	滋賀会との合同BBQ【懇親】
	7月13日(月)	ゴルフ(打ちっぱなし1/3)【懇親】
	7月22日 (水)	養育費電話相談事前研修会【研修】
	7月24日(金)	加地先生研修会「各種専門職法人の定款認証について」【研修】
8月	8月2日(日)	全国一斉養育費電話相談会【相談、社会】
	8月4日 (火)	第2回よもやまばなし会「憲法について」 【その他】
	8月7日(金)	ゴルフ(打ちっぱなし2/3)【懇親】

	8月22日・23日	近畿ブロック研修会(京都開催)【研修、懇親】
		京都会研究発表(業際問題・遺言業務の研修等)
	8月28日(金)	三青会合同勉強会(税理士担当)【研修、懇親】
9月	9月4日(金)	簡裁事件の事例検討会【研修】
	9月16日 (水)	相談スキル向上ワークショップ「債務整理」【相談、研修】
	9月23日 (水・祝)	ソフトボール青城戦【懇親】
	9月25日(金)	ゴルフ(打ちっぱなし3/3)【懇親】
10月	10月2日(金)	登記補正事例検討会【研修】
	10月17日·18日	熊本全国研修会【研修、懇親】
	10月25日 (日)	イオン士業合同相談会(弁・税・公・社・土と)【相談、懇親】
11月	11月3日 (火・祝)	ゴルフ企画(コースに挑戦)【懇親】
	11月6日(金)	第3回よもやまばなし会「青年会のあり方について」【その他】
	11月13日(金)	本会新人ガイダンス、熊本全国研修伝達研修【研修】
	11月19日(木)	三青会合同勉強会(弁護士担当)【研修、懇親】
	11月21日 · 22日	北部相談会【相談、社会、懇親】
	11月28日 (土)	新人ガイダンス&忘年会【新人、懇親】
12月	12月13日(日)	近畿ブロック新人研修懇親会での青年会PR
	12月17日(木)	FW (フィールドワーク):深夜のゴミ拾い&星空相談会【社会】
1月	1月10日(日)	全青司原発110番事前勉強会:【研修】
	1月24日(日)	FW(フィールドワーク):自閉症者お風呂入浴支援企画【社会】
	1月30日(土)	全青司原発110番相談会:【相談、社会】
2月	2月1日(月)	相談スキル向上ワークショップ「後見」【相談、研修】
	2月14日(日)	FW(フィールドワーク):ケアハウスでの給仕ボランティア【社会】
	2月20日(土)	京都青年会総会【その他、懇親】
その他		法律相談記事掲載、会報誌「北山杉」の発行、青年会HPの運営更新、役員会(11
	回)、各委員会等	

Q:かなり充実してますね。

松:そうなんです。前向きな評価をすると、かなり充実しているかと思います。でも、よく言われるんですが、青年会は新しい事業をやっていかなきゃ意味が無いと思うんですよね。で、新しい事業をやっていくには、やはり、ある程度成熟した事業は今後どんどん切っていく必要があるかと思いますね。

青年会はなぜ新しい事業をしていく必要があるのか(そして、政治の定義の話とか)

Q:新しい事業をやっていかなきゃ意味が無いという点をもう少し詳しく教えてもらえますか?

松:この命題の根拠や解釈は人それぞれかもしれませんが、個人的に思うところは、手作りで事業を企画運営していく醍醐味を感じられる点かと思います。これは新規事業を1からしていくことでより体感できると思うんですよね。任意加入の団

体だからこそ、フットワークの軽い、あるいは、 実験的にいろいろ行っていっても許容される余地 が青年会にはあるんですよね。失敗できる余地が あるというか。誤解されかねない表現かもですが、 事業運営「ごっこ」が楽しめるんですよね。

Q:なるほど、新しい事業にトライし、事業運営「ごっこ」をより楽しむと。

松: そうです。さらに、ちょっと大げさに話を持っていくと、これは政治参加への第1歩とも言えると思うんですよね。

政治って何だと思います?

これまたいろんな定義ができると思うんですが、個人的には、政治っていうのは、集団の運営だと思うんですよね。卑近な例で言うと、例えば合コンの仕切りとかも政治と思うんですよね。ある合コンでは自由主義的で、イケイケの外観や話術等の能力に長けている者のみが場の愉しみを享受したり、あるいは席順という地勢の利をそのままにしている。ある合コンでは税の再分配や社民的に、

ちょっとおとなしい子も含めて参加者全体が楽しめるよう気配りがあったり、あるいは、席替えシャッフルがあったりする。これ、仕切る人(政治家)、そして参加者(選挙民)全員次第なんですよね。そして、何を狙い・目標とするのか。個々の益を最大化することにより全体の益を最大化するのか、それとも直接的に全体の益の最大化を図るのか、など。

これは確か宮台真司の言葉かと思いますが、政 治家に任せてブーたれる(文句だけ言う)社会は、 僕も個人的にはあまり好きじゃないんですよね。

合コンで考えるとわかりよいと思うんですが、 仕切る人(政治家)と参加者(選挙民)とは当然 入れ替え可能で、つまり、誰しもが、仕切る側(政 治家)になりえるんですよね。だから、ブーたれ てる「だけ」っていうのは、本来、自分で自分に 唾を吐いている行為なんですよね。でも、なんか、 政治を遠いもののよう見ているというか、あるい は、入れ替え可能じゃないという奴隷感覚的な諦 めや錯覚があるような気がするんですよね。

現実、現在の日本は仕切る人(政治家)と参加者(選挙民)とが容易に入れ替わるような選挙制度になっていませんが、これは選挙制度にもっと文句を言う人が出てきてもいいかと思うんですが、やはり気持ちや意識の点で負けているというか、飼い慣らされているのかなという気がするんですよね。

長々してきましたが、そこで、青年会なんです。 事業を主体的に企画運営していける場・インフラとして、いいと思うんですよね、青年会。集団を 運営していくのは、一部の固定の仕切り手じゃな くて、自分も仕切り手として担っていくんだと、 文句ばかりブーたれるんじゃなく、じゃあ自分だっ たらこうしてみようかなと建設的に発想し、実行 していくんだと。

そういう環境・インフラとして、青年会は十分 魅力的に存在していると思うんでよね。

つまり、青年会は事業運営「ごっこ」が楽しめるし、あるいは、政治「ごっこ」が楽しめる場だと思うんですよね。

Q:なるほど、よくわからないですけど、熱いですね。

松:田原総一郎大好きですから(笑)。

あ、ちなみに、こういうこと言うと誤解されそうなので言っておきますが、かと言って、本会の執行部の育成の場という意味では考えていませんので。もっと大きい意味で、主体的になっていく場として解釈しています。

あと、まあ別に青年会じゃなくてもいいんですけどね。でも、主体的になっていく、1つの機会・きっかけとして利用できるのでは的な話です。

お堅い話はさておき、新人さんにとっての青年会 (とか、いつ入会すべきかとか)

Q:政治論まで飛び出して非常に興味深いのですが、一方で、これを新人さんが見ちゃうと、単にドン引きしそうな気がしますが、新人勧誘は大丈夫ですか?

松:う…、どうでしょう (笑)。まあ、これまでの話は理念的な話で、かつ、僕個人の偏った見解なので、がっつりスルーして頂くとして、新人さんにとっても、懇親企画という名の遊び企画や簡裁考査対策企画などや研修事業という名の旅行的なものとか、いろいろあるので、もちろん使い方というか参加の具合などによっても変わってくるとは思いますが、入会してそんなに損は無いかと思いますよ。ぜひぜひどしどしご入会ください!

あと、京都は比較的、青年会に入会している方が多いと思います。本会会員が確か500-600名で、青年会は平成28年2月時点で140名ぐらいいるので約4分の1が青年会に入会しています。本会会員の年齢層などを考えると、実感の割合としてはもっと多い気がします。これはどういうことかと言うと、比較的、偏っていない穏やかな一般的な方が多く青年会に入っています(おそらく)。なので、安心して入会してきてください!

Q:新人さんにとっては、いつ入会すべきなんだろうというのも気になる点かと思いますが、この点はいかがですか?

松:主なタイミングとしては2つあって、1つは 合格年ですよね。もう1つは独立開業時ですね。 どちらがいいとはなかなか言えず、人それぞれか と思います。

例えば、合格年の入会の方が先輩方からより可愛がってもらえるんじゃないかなという気はしますが、一方で、合格年は研修や就活や就職後に仕事を覚えるのに大変な場合もあるので、その意味では独立開業時の方が独立したてで仕事が無くて時間があって青年会に参加しやすかったりする場合もあるかもです。あと、簡裁考査や就活、そして独立開業も先輩方からナマのアドバイスがいろいろ聞けると思うので、それぞれにおいて、入会したからには、青年会をフル活用してもらえればと思います。

Q:青年会がどのような事業をしているのか、青年会の魅力その他について、今日は理解が深まったような気がします。今日はお話ありがとうございました。

松:ありがとうございました。



おやじカーターズのご案内

洛西支部 岩 城 寿 英

「重要なのは勝つこと。すべてにおいてそして常にだ。参加することに意義があるなんていうのはデマに過ぎない」。1994年5月1日イタリアのイモラ・サーキットでレース中の事故により34歳の若さでこの世を去った音速の貴公子アイルトン・セナの言葉です。

「重要なのは怪我をしないこと。すべてにおいて そして常にだ。参加することに意義を見出すのが テーマである」。セナの年齢を上回り中年期を謳歌 している鈍足の司法書士の言葉です(セナのファ ンのみなさま本当にすみません…)。

紹介が遅くなりましたが、おやじカーターズは京都司法書士会のメンバーで結成したレーシングカート同好会です。本来であればおやじレーサーズと名乗るべきなのですが、冒頭にもあるように競争から降りている者にレーサーを名乗る資格はないという自覚から、おやじカーターズと名乗っております。奥ゆかしいメンバーばかりがそろったゆる~い同好会です。

ちなみに、レーシングカートは簡単に言えば遊園地にある「ゴーカート」のスピードが速い版です。遊園地にあるものは最高時速20~30kmぐらいですが、レーシングカートは最高時速50km~60kmほどです。時速50kmといえば原チャリより速いスピードですが、着座点が地面に近いため体感スピードは実際の約2~3倍だといわれています。小さくてもレーシングカーであり、減速時やコーナーを曲がる時には体にGがかかりますので(長時間ドライブすると、シートに触れる脇腹と燃料タンクに触れる膝の内側に殴られたような青あざができるぐらい)、初めて乗る方は10分乗るだけで程良

い疲れを覚えると思います。とはいえF1のようなモンスターマシンに乗るわけでもないので、子どもや女性でも十分に楽しむことができます。

操作方法は普通のオートマ自動車と同じようにアクセル、ブレーキ、ハンドルを操作するだけです。操作にあたり自動車と異なる主な点は、ブレーキが左足であること、パワステやABSなどの電子制御装置がついていないので、ハンドルが重く、ブレーキ操作をより慎重に行わなければならないという点です。自動車と比べて構造がシンプルなことから操縦がダイレクトに車体に影響するので車の挙動を知ることができますし、思い切りブレーキを踏んだりアクセル全開でコーナーにつっこんだり、張り切り過ぎてスピンしたりと一般道では重大事故を引き起こすようなことも体験することができるので、車を運転するスキルは間違いなく向上すると思います。

日本には世界有数の自動車やバイクメーカーが あるのですが、残念ながらモータースポーツ文 化は未発達のままです。その原因の一つとして、



モータースポーツは危ないしお金がかかるというイメージがあるということが挙げられます。レーシングカートも時速50~60kmほどでサーキットを走るわけですから危険性がないとは言えませんが、サーキットのルールを守って無理をせずに走れば、サッカーなど他のスポーツと比べて特に危険性が高いわけではありません。費用の面でも、車両だけでなくヘルメット、手袋、上着などすべて貸してもらえるので初期費用はほとんどかかりません。サーキットの走行費用は場所によって違いますが、われわれの練習している宝塚カートフィールドであれば1周100円です(大体50周ぐらい走るので総額5,000円程度)。

競技の内容もいたってシンプルでサーキットをただ走れば良いだけです。速く走るために必要なのは、アクセルを踏む時間を長くしてブレーキを踏む時間をより短くすることだけでありこちらも単純明快です。もちろんそのためには、コース上のライン取りやブレーキングポイント、アクセルを開けるポイント、ハンドルの切り方などいろいると工夫する必要があり、なかなか思うようにタイムを伸ばすことができませんが、タイムが伸びたときの喜びはひとしおです。

おやじカーターズは現在部員7名で全員男性です。練習は今のところ大体平日の夜6時過ぎに阪急西山天王山駅近くの駐車場に集合し、そこから車一台に乗り合わせ宝塚カートフィールドに向かい約1時間走るというものになっております。帰



りに軽く食事を済ませて大体夜10時頃に最初に集合した駐車場で解散という形が多いです。寒さや暑さに弱いおやじの集まりですから練習の頻度も特に決まっておらず、気候が良い時期に適当に練習しています。

昨年は何を血迷ったか6月に開催された5時間耐久レースに参戦し、見事ブービー賞のタイトルを獲得しております。今年も耐久レースに参戦予定ですが、今年の目標は一応中位に食い込むことです。読者の方で我こそはという方がおられましたら遠慮無くお声掛けください。

女性会員や会員のお子様のご参加も大歓迎です。 もちろん女性会員が入会されたあかつきには、お やじカーターズの名称は変更させていただきます。 是非とも皆でモータースポーツを楽しみましょ う!

会員寄稿 《



2015年度能力強化研修「法整備支援コース」 (独立行政法人国際協力機構(JICA)主催)の 全課程を修了して

城南支部 豊田智圭

1. はじめに

今回、私が標題の能力強化研修受講生として選 考通過できた「法整備支援コース」とは、いわゆ る開発途上国において法整備支援事業に携わる JICA(長期)専門家養成のための国内研修で す。講師の方がおっしゃるには、公表はされてい ないものの、例年応募者数が多く選考倍率も高い ようでした。参加者数は、法務省からの推薦者3 名、司法修習生2名を含め26名で、弁護士が4名 程参加しており、司法書士は私だけでした。過去 にこの研修を受講された司法書士は、私を除いて 7名くらいだと聞いています。受講生全体として は法曹及び法学研究者・研究生が多い印象を受けま した。対して、講師であるJICA国際協力専門 員の方は全員が弁護士でした。

2015年度は8月24日から8月28日までの5日間、JICA市ヶ谷ビルにて、毎日凡そ9時30分から18時00分まで既定のプログラムに沿って法整備支援分野に必要な知識を、多くのグループワークやグループディスカッションを通じて習得させていただきました。それだけでなく、現役の長期専門家及び現地プロジェクトスタッフとTV会議を通じて、事前質問にリアルタイムで答えていただくものや、現役研究生としての外国人留学生の声を生で聴くことができるなど、すべてが受身で終わらないかなり密度の濃い研修内容でした。研修以外にも、任意参加となっている懇親会や論文発表会・交流会にもすべて参加させていただいたこともあり、それによって研修中には消化不良となっていた部分が理解できたこともありました。

今回の執筆の中ですべてのことを書き上げることは到底できませんが、この寄稿をきっかけに、 一人でも多くの方が開発途上国における法整備支 援、あるいは英語そのものに興味を抱いていただ ければ幸いです。

2. 研修内容

受講生が30名未満で、5日間朝から夜まで同じ 部屋で机を並べて学習するものの、そのほとんど がグループでの取り組みということもあり、まず はお互いのことから知っていく「他己紹介」(発表制限時間有り)から初回のプログラムが始まりました。これは、二人一組でペアになり、相手を知るキーワードを4つくらい聞き出し、それを元にして参加者全員の前で相手方のことを紹介すると いうものです。後々気付いたことですが、これが最後のグループワークとなるPDM作成の「キーワードを拾う」ということの練習の一環でもあったと感じました。

グループ活動の前に、JICAの法整備支援の概観を、適宜実際のプロジェクト紹介を通じて理解を深めていきました。

特に、概観については、国際協力専門員でもあり弁護士でもある佐藤直史先生の説明が非常にわかりやすかったので、以下のとおり要約させていただきます。

①法が整備されていない国では、日常的にどのような問題が生じているのか—

究極のところは国内紛争ではあるものの、そこまでいかないとしても、一例としてネパールで生じているチャッカジャム(道路上でタイヤを燃やしている様子)が挙げられる。なぜこのようなことが起こったかというと、交通事故の当事者である運送会社と被害者との間で、適切な価格での賠償額にて運送会社側が和解をしてくれなかったた

め、そのことに対して不満を抱いた被害者側から の報復の表れを意味して行動に出たものである。

②このような小さな問題行動が多発するようであれば国としてはどうなるか—

社会的弱者の人たちの人権が守られない「不満」 と社会的「不安」が高まる社会となり、ルールの 運用が不透明ななかリスクを計算できないことか ら、信用取引のような取引を行うことができず、 究極的には経済活動を行うことをためらい、やが ては外国からの投資が停滞する危機的状況に陥る ことになる。

法整備によって、1) 紛争が適切に解決され、2) ルールの運用が透明になることで、弱肉強食という現実から解放され、社会的にも経済的にも安心した暮らしの土台が作り上げられる、法整備は重要なソフトインフラの役割を担っている。

あわせてとても強調しておっしゃられたのが、「法整備」とは自国の責任でやるべきことであり、一方で「法整備支援」とは、支援受入国が行う法制度のための諸努力、capacity development(途上国の課題対処能力)を、ドナー国を始めとする他国側が支援すること、つまり、法整備問題とは、支援受入国の人たちのほうが最もよく自国の環境や習慣・慣例を知っているわけであり、外国人である私たちのほうがその国の問題点をよく把握しているということはありえないということです。

特に実務においてこの考え方を理解していないと、家族法分野を整備するうえで相手国に大きな影響を与えることもあり得ます。日本のような一夫一妻制とは異なり、多種多様な婚姻形態を有している国もあるなかで、ドナー国側はどこまで踏み込んでいいものか、それは法整備支援に取り組む以前に、まず相手国の文化・慣習を把握することが必須ということです。そのうえで、現地のニーズや社会状況に応じたテーラーメイドの協力を行っていくべきであると他の国際協力専門員の方からも講義中に強調されました。

元JICA長期専門家で弁護士でもある本間佳子先生も、カンボジアに赴任されていた際、家族法分野、特に姓名の問題、相続問題について、相手国の法文化や慣習を理解することの難しさや調

査不足を反省点として挙げられていました。また、 民法起草支援の際に待婚期間規定を制定するまで のことについてもお話しいただけました。この起 草については当時女性省を始め多数から反対の声 が挙がってきたそうです。本来であれば、反対多 数の意見を汲むところ、DNA鑑定が当時のカン ボジア社会として進歩しておらず、父子関係が明 確となっていない今のルールのままでは紛争解決 の途はないとして、このときはやむを得ず待婚期 間規定を起草に盛り込んだとのことです。

私が本間先生のお話しの中で強く印象に残った問題はやはり登記制度問題でした。登記を対抗力要件主義とするか、立の点はドナー間での協議を求められたとのことです。民法を起草するドナー国、不動産登記共同省令を起草するドナー国が違ってくるとドナー間協議がどうしても必須となってきます。当初、本間先生を含む日本のプロジェクトチームは「対抗力要件主義」で起草していたものの、基本法である民法との兼ね合いから、カンボジアの登記制度が「効力要件主義」という結論に至ったのはドナー会議を経てからのことでした。

不動産登記にまつわる問題として挙げられたの は、本間先生が現地赴任を終えてから10年経って 見えてきた賄賂的な問題でした。法律家ではない いわゆるブローカーが登記手続きを担い、登記所 から領収書の出ない費用を含めて領収書を発行す る、いわゆる実費の水増し請求が多々発生してい ます。一方で、登記費用を払わずして登記手続き を行っている問題行動も挙げられてきています。 開発途上国にとって、「登記制度≒お金のかかるモ ノ」という観念が強く、この問題は実はカンボジ アだけでなく、ベトナムでも浮上してきています。 紛争影響国であればなおさら不動産登記制度を整 備し、市場経済を活発化させるためにも登記制度 を発展・浸透させていきたいところ、予算が獲得で きていない今、ドナーも開発途上国自身も次の展 開へ進むのにどうしても足踏みしてしまうという のがこの点です。予算執行という大きな問題が解 決できれば、法整備支援、とりわけ不動産登記制 度を整備するうえで実務上、司法書士の能力が求 められる期待はより高まってくると言えます。

というのも、講義とは別に、26日、秋葉原にて行われた懇親会でラオス本邦研修員らの方々と交流する機会があり、そのときお話しさせていただいた現役長期専門家の方に聞いたところ、やはりラオスの法整備支援においても、不動産登記制度の需要性はあるとおっしゃっていました。もちろんのこと、今回研修講師を担当された先生方も登記制度における法整備支援の需要性の高さは公認されていました。

そして何より感銘を受けたのが、27日の研修後、 名古屋大学日本教育研究センターが主催する論文 発表会・交流会に参加させていただいたときのこと です。わずか2~3年で日本語を習得したアジア 諸国の法学部生による論文発表会がJICA市ケ 谷ビルで行われました。受賞者の発表もさること ながら、ポスター発表会でカンボジアの法学部生 の女の子が披露してくれた「カンボジアにおける 不動産の二重売買」という研究発表は、カンボジ アの登記制度と日本の登記制度を比較した素晴ら しい内容であり、改めて登記制度への関心の高さ を感じました。(ちなみに、彼女の将来の夢は外交 官になることで、日本語もとても流暢でした。)驚 くことに偶然にもこの発表会に、日本司法書士会 連合会国際交流室の先生方が2名いらっしゃり、 残りの研修を受講するうえで励ましの言葉を戴く ことができ、丁度疲れがピークに来ていた頃でも あったので、とても勇気づけていただけました。

次に、課題及びグループ活動についてですが、特に大変で、でも面白かったのが25日の課題でした。自分が専門家として赴任した際を想定した設題1と設題2をそれぞれA4用紙1枚程度にまとめて翌日の9時30分までに提出しなければいけませんでした。(ちなみに、私はノートPCを東京に持って行ってなかったので、全部手書きをするはめになり、夜中の1時過ぎくらいまでかかって本気で泣きそうになりました…。)いずれも実際にあった事例をもとにして作られた設題でした。

設題1は、某国民法起草タスクフォースが作成 した民法草案についてリーガルアドバイザーとし てどのようにコメントし、どのような点に留意すべきか、という問いでした。本事例は某国のオーナーシップ性が強く目的意識が明確であることを前提に、彼らが作成する草案に対して日本国側が助言にて支援する立場を想定したものです。課題は条文一部を抜粋したものでしたが、婚姻不成立となる場面、そして婚姻関係終了となる場面を列挙した個別事項について検討しました。(※某国は憲法上法の下の平等を謳い、国際人権規約や人種差別撤廃条約にも加盟しています。)

婚姻不成立条項のうち、"No person shall conclude a marriage between a man or woman of the following conditions by way of misrepresentation." に続いて挙げられた個別列挙 事項には、エイズ感染者やB型感染者、障害者や 犯罪者などが記載されており、明らかな差別的 事由を謳っていました。しかしながら、当該 "by way of misrepresentation" (:不実告知)を、こ の国にとってどのようにとらえるか、これがキー ポイントとなりました。例えば、この国の慣習の ひとつとして、当事者が生まれる前から既に親同 士で婚姻されることを決められているような場合 はどうか、婚姻成立時期はそもそもいつか、その 地域によっては婚姻儀式を行うことで婚姻が成立 するものもあれば、婚姻登録をすることで成立す るところもある、自分が障害者等であることを相 手に伝えたくないという自由もあるのでは、など グループディスカッションでも様々な意見が飛び 交いました。実際のところ、某国が不実告知の文 言を入れた背景には、社会的弱者の立場と位置づ けられている女性を保護したいという気持ちから 盛り込んだようでした。

また、婚姻関係終了の場面においても、"if the wife concludes another marriage before effecting divorce pursuant to law."という個別列挙事項がありましたが、女性目線で作られているところもあり、the wife のところがなぜthe husband ではないのかなど、条項のうちの単語レベルの置き換えにしても議論は深まる一方でした。

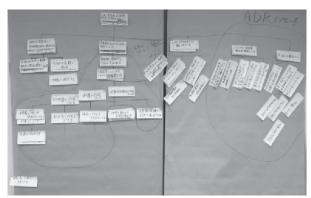
設題2は、某国(実際にはカンボジア)の不動 産登記法の起草にあたり、司法省からの次の要請

にどう対応するかというものでした。この課題は 司法書士だからこそ興味を惹かれる分野でしたが、 気づけば、この国内研修で不動産登記の話題が出 てこない日はなかったです。要請事項2つのうち、 ひとつは「不動産取引の活性化」を図るために登 記情報のコンピュータ化を進めたいが予算がない、 それでもコンピュータ化の支援を行ってもらいた いというものでした。JICAの取り組みとして、 「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」の3 つの支援メニューがありますが、もし、円借款を 利用する有償資金協力でコンピュータ化をサポー トしたところでも、予算がない中で継続的に相手 国が自立発展できる見込みは少ないわけです。つ まり、本来相手国が負担すべき運営経費までもド ナー国が安易に負担してはならず、「選択と集中」 を時には余儀なくされる場面も出てくるという、 実務の難しさを痛感しました。

大きなグループ活動となったのは、PDM作成です。PDMとは、Project Design Matrixの略称であり、プロジェクトを行ううえで必要事項をコンパクトにまとめたいわゆる事業計画みたいなも



PDM作成までの関係者分析



P D M作成までの問題・目的分析

のです。事前テキストで予習して臨んだものの、 やっぱり実際にやってみるまでは感覚が掴めませ んでした。このPDM作成は、実際にプロジェク トを実行する前に相手国である途上国と協議しな がら作成すべきものであり、実務上、作成年数と しては平均3~5年ほどかかると言われているも のです。今回は既に支援相手国の基本情報、調査 結果、国内事情の情報が与えられたうえで作成し ていくものでした。ただ、このPDM作成に与え られたグループ活動時間としては全体で一日ほど しかなく非常に大変でした。

P D Mが完成するまでの過程として、関係者分析、問題分析、目的分析、そしてプロジェクト選択がありますが、やるべきことは、参加者は自分の意見をカード(付箋)に書き、それをボードに貼って意見を視覚化して、参加者全員のチームアプローチで適宜分析を進めていきます。何が正しいとか、間違っているとかいうのではなく、むしろどれだけ多くのことに気づくことができるかという注意力あるいは発想力を試されているように感じました。

私も目的分析のところで一度発表させていただきましたが、ツリー状になったカードを追いながら説明することの難しさを、身を持って感じました。ただ、日常業務の中で複雑な案件に出くわした場合など、利用できる場面は実は数多くあると感じた次第です。



PDM作成までのプロジェクト選択

最後のPDMが完成した頃には参加者全員そして講師の方々とすっかり仲良くなれていて、2015年度法整備支援参加者メンバーとしてメーリングリストが作成されたくらいです。PDM作成に不慣れな私はグループメンバーの方々に沢山助けていただき、普段絶対に出会わない貴重な方々とこの研修をきっかけに繋がることができて本当に実り多き時間となりました。

3. 英語について

私が本格的に活きた英語を勉強していたのは恐らく高校3年間だけでした。高校の頃に渡米した短期サマープログラムも1ヶ月未満の期間だったので、留学と呼べるほどのものでもなく、私にとって英語と距離を置いていたこの12年間は、ちょっとした記事を読むことはあっても、継続的に英語の試験を受けるなどして積極的に持続させようと自らを奮い立たせることまではできませんでした。ずっと英語を使えるなにかを探してはいたものの、いざやりたいことを見つけたところで、長いブランクを埋める努力をしても結果がついてこなかったら、とずっと悩んで、実際のところなかなか次の一歩を踏み出すことができずにいました。

それでも、どうしても法整備支援の分野を勉強 したいという思いと、だいぶ前に同じ支部のある 先生から、ふとかけていただいた言葉が、最終的 に私にとって悩むことを吹っ切れさせる後押しと なり、だめでもいいからもう一度頑張ってみよう と、やっと前を向くことができたのが今年(2015年)の2月に入ってからのことでした。結局土日を中心とした2ヶ月くらいしか勉強できなかったものの、何とか今年(2015年)の6月末に国際連合公用語英語検定試験(国連英検)B級を取得することができ、今回の能力強化研修の応募締切日までにぎりぎり間に合いました。

他の種類の英語の試験も応募条件に挙がっていましたが、JICA自体が国連活動と密接な関係を持っていることから、最低限の国連知識は身につけないと研修にはついていけないだろうなということで初めて挑戦しましたが、その予想は的中しました。また、この試験は実用英語技能検定試験とは異なり、後援省が文部科学省ではなく、外務省ということもあって今の国際事情の勉強にもなります。

取得したものの、やっぱり語学は継続していかないと意味がないので、今はもう1つ上のランクのA級を目指しているところです。目の前にある課題は多く、時間もかかるだろうけれど、自分が決めて挑戦しようとしていることなので、今は怖さというより面白さのほうが大きいです。最近になってようやく英英辞典の使い方を思い出すことができたので、とりわけアカデミックライティングの感覚は戻ってきたように感じています。

もし興味のある方は、「国連英検公式ガイドブック」を一度読まれてみてはいかがでしょうか。



2015年度法整備支援メンバー集合写真

4. 最後に

研修中、仕事に急変が起こらないか本当に心配でした。予め依頼者の方や施設の方、取引先にも声をかけて沢山の方に協力していただくことができていたので、終わったときにはまずはほっとしました(それでも電話がかかってくる度にドキドキしていましたが…)。ただ、今回の研修を終え、目標とする理想像が明確になったものの、この研修で学んだことを次の活動に必ず繋げられるようにもっと努力しないといけません。幸いにも、これを書いているときに、法務省法務総合研究所国際協力部より、次年度の法整備支援連絡会の案内を頂戴したので、時間の許す限り参加して日々研鑽に努めていこうと思います。

最後の最後になってしまいましたが、本研修を 受講したいという思いを十分にご理解いただき、 JICA法整備支援の3本柱のひとつにあるリー ガル・エンパワーメント支援事業分野に関連して、 法テラス審査委員に推薦して下さった副会長 山 口基樹 先生、私が広報部員ではなくなったにも かかわらず、変わらずずっと相談に乗っていただ き応援して下さった広報部長 松本尚 先生に、 この場を借りて心より御礼を申し上げます。本当 にありがとうございました。

英語が苦手な人も、そうでない人も、是非一度 考えてみてください。もちろん、何が正解かなん て考える必要は全くありません♪

I for Japan.
Japan for the World.
The World for
And All for

以上

ショシランガイド

司法書士おすすめグルメ ショシラン ~ 支部推薦編~

北に南に細長い京都府では、各地に色々なお店があります。今回は支部の有志が忙しい中集めて下さった お勧めの店をご紹介したいと思います。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください!

No.1 笠庄

木津川市役所・木津簡易裁判所の前にある創業明治30年の店をレポートします。

まず注意事項。このお店のランチは予約ができません、そして全員が揃わないと入店できません。その日は4名で行ったのですが、1名が遅刻したので中々入店できませんでした。

気を取り直してその後、入店して

- ①ハンバーグ定食(ポン酢)¥1,000
- ②スタミナ定食(焼き肉たれ)¥900
- ③スタミナ定食(塩たれ)¥900
- ④豚カツ定食 ¥800

をそれぞれ注文しました。

その日一緒に取材したメンバーの一人はこの店の常連さんで「ここで昼飯を食ったら晩飯は要らないよ」と豪語していたので、「またまた何をオーバーなことを。」と内心思っていました。





1階では美味しそうなお肉を販売



スタミナ定食(焼き肉たれ)

でもいざその品が届くと、すげ〜ボリューム。味も濃厚で、肉の味が染み渡り美味いの一言です。 ご飯のおかわりも出来るのですが、味が濃厚なのでおかわりなしではとても食えません。

周囲を見渡すと座敷にテーブルが8つあるのですが、どこも満席でした。

この味とボリュームを考えると頷けます。さて会計も終わり、玄関に行くとまだ13時半かそこらなのに、 売り切れのため店じまいとの立て看板が置いてありました。

危なかった~。ちなみに晩飯は食べることができました。とはいえ、いつも程は食べられませんでしたが。最後に、この広報の取材に協力してくださった○○支部長、ご馳走さまでした。

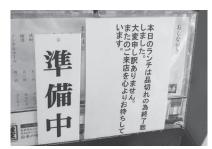
そして常連の○○先生、ありがとうございました!木津川市にお越しの際は是非お立ち寄り下さい!! (注) 土日祝日はランチメニューが異なります。



ハンバーグ定食(ポン酢)



楽しいひと時~♪



早い時間に来店を…

No.2 土佐料理居酒屋 心(こころ)

所在地:京都市中京区三条通新町下る三条町334 TEL:075-741-7380

2015年末、洛央支部の幹事忘年会(=完全自費です)を兼ねて、取材に行ってきました。

単品料理でも美味しいものがいろいろありますが、この日は宴会なのでコース料理を注文しました。飲み放題付きの鍋コースで1人6,000円也。

まずは大皿料理。お刺身、ウツボの天ぷら、ノリの天ぷら、クエのホルモン、イカのコリコリ、鶏の唐揚げなどが出てきました。どれも美味しいのですが、特にノリの天ぷらは香ばしくて、お酒にぴったりです。

次に、土佐料理の店であるこのお店の名物「カツオのたたき」。大将が厨房でカツオを炙ってくれて、大ぶりの切り身で出されます。たたきには刻みネギがたっぷりとかけられているので、お皿で出されても切り身が見えないくらい。食べ方は、ポン酢でもいいのですが、この店のオススメは塩。本場では塩で食べるのだそうです。豪快にほうばっていただきます。めちゃくちゃウマい!!

そして、メインのお鍋。お任せなので、その日に仕入れたイキの良い魚を使ってくれます。この日は「ヤガラ」という魚を使ったしゃぶしゃぶ。ブリしゃぶのようにしていただきましたが、さっぱりとしていていくらでも食べられます。家に帰ってから「ヤガラ」を検索してみたら、そのお姿にビックリしましたが(見た目はあれですが高級魚だそうです)。



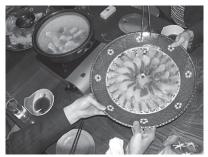
まずは大皿料理



名物「カツオのたたき」

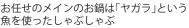
このお店は日本酒もたくさんの銘柄があるのですが、飲み放題での日本酒は1種類だけなので、ほかの銘柄を別途注文しようとしたら、店員さん、大将に聞きに行って、他の銘柄も飲み放題でけっこうですよ、と言ってくれました。これはラッキー!!

お店は、1階はカウンターと小さなテーブルが1つ、2階は座敷で、10名程度の食卓が2つあるので、部屋をつなげて使ったら20人以上でも宴会はできそうな感じです。









支部メンバーも大満足。ある方は、「この店は教えたくないなぁ」と言ってましたが、書いてしまいました。ぜひお試しあれ。



「ヤガラ」は見た目はあれですが高級魚

No.3 雪舟庵

雪舟庵は、国道178号線から少し海側へ入ったところにあります。 師走のある昼下がりに行ってきました。

まずカウンター席に着くと、1枚窓の向こうに日本三景・天橋立の 松並木をくっきりと見ることができました。それはまるで額に飾られ た絵のようで、店名の由来にもなっている雪舟の水墨画「天橋立図」 を思い起こさせてくれます。

大将にお勧めメニューを聞くと、昼は景色を見ながらの定食、夜は 懐石料理が多く出ているとのことでした。また、この季節ならではの カニ料理は別注扱いで、客の希望に沿うよう数量や調理方法を聞いて からカニを調達しに行くそうです。いずれの料理においても、地産地 消を心掛けていると話しておられました。

私が予約しておいたのは寿司定食です。品目は週替りで、この日は ブリ、サワラ、ヒラメの造り、アサリの茶わん蒸しなどをおいしくい ただくことができました。 所在地:京都府宮津市字溝尻247 TEL:0772-27-1530





窓から天橋立を臨む

お店は、今年(平成27年)で開業11年目になるそうです。いい客がまたいい客を紹介してくれるというように、口コミでどんどん輪が広がり、地元だけでなく関西や中京、関東からも沢山の人が来てくれるようになったのが何よりも嬉しく、これからも人との出会いを大切にしたいと語る大将でした。

お店の近くには、丹後郷土資料館(ふるさとミュージアム丹後)や少し足を伸ばせば西国第28番札所・







成相寺もありますので、丹後にお越 しの際にはぜひ立ち寄ってみてはい かがでしょうか。なお、予約なしで も食事はできますが、メニューに限 りがありますので、できるだけ電話 で予約してほしいとのことでした。

週替わりの寿司定食

No.4 レストラン れいん房

所在地:京都府南丹市八木町室河原中塚29 TEL:0771-42-2887

京都地方法務局園部支局近くのおすすめできるレストランといえば、なんといってもこの「れいん房」です。園部の法務局から国道9号線に出て、亀岡・京都市方面に約400メートル走って左側にあります(向かいはガソリンスタンドです)。

どのメニューもおいしいですが、特におすすめなのは、「ねぎ入り みそとんかつ膳」(1,530円)です。「みそとんかつ」といえば、赤味噌ベー スの甘辛いタレがかかった名古屋のものが有名ですが、れいん房のも のはこれとはまったく違います。白味噌(西京味噌)を豚肉に挟んで



ねぎ入りみそとんかつ膳

揚げてあり、ソース等をかけないでも味がしっかりついています。リピーター続出の他店では味わえない 一品です。園部法務局からの帰りに、是非お立ち寄り下さい。

No.5 クウカイ

所在地:京都市左京区川端通丸太町上ル東丸太町7 TEL:075-762-6012

当事務所のすぐ近くにあり、時々お世話になっているお店です。 ビールやワインはもちろんですが、日本酒の品揃えが素晴らし く、マスターが日本酒の造詣が深い方なので、好みをお伝えする とピッタリなものを選んでくださいますし、いろいろ教えてもら えます。日本酒は棚に並んだお猪口から自分の好きなものを選べ ます。

と、お酒の話ばかりをしてしまいましたが、お料理もお酒によ く合いおいしいです。

お勧めは、注文は2名以上で要予約というローストビーブです。 また、別腹のマンゴーアイスは当事務所メンバーの大のお気に 入りです。

昨年12月からお昼の営業も始まり、土曜日にたまった仕事をし に事務所に来たときには自分へのご褒美ということでランチに 行ってしまいます。



1,250円とちょっと贅沢ですが、一汁八菜でお値段以上の価値があると思います。

ほんとは同職の皆様にあまり教えたくないお店ですが、法務局(本局)からも近くですし、何かとお役に立つお店かと思いますのでご紹介させていただきました(^^)







新入会員紹介

アンケート ①司法書士になったきっかけ ②自身の描く司法書士未来像 ③座右の銘 ④一言コメント

1151 新 城 有 輔

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区東洞院通丸太町下る 三本木町445番地(司法書士法人 Wing)



1152 大 友 匡 樹

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区河原町通二条下る一 之船入町376番地

平成22年合格の後、大阪会で登録をしておりました。

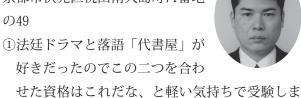


この度、縁あって京都会に入会することとなりましたが、大阪との違いに戸惑うことも少なくありません。

今後とも宜しくお願い致します。

1153 松 田 浩 幸

事務所所在地 洛南 (伏見) 支部 京都市伏見区桃山南大島町71番地 の49



- ②気軽に相談できるちょっと賢い人的なイメージ の職業。
- ③なし。

した。

④日々学ぶことばかりですが頑張ります。

1155 麝 嶋 昭

事務所所在地 洛西支部

京都府向日市鶏冠井町大極殿63番地の1(司法書士法人川村事務所)

昨年2月に京都司法書士会に入 会させていただきました麝嶋昭



(じゃじまあきら)と申します。信頼される街の法律家に、一歩一歩近づける司法書士を目指し経験を積み自己研鑽に励み人生最後の職を全うできるように精進したいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

1156 島 村 暁

事務所所在地 洛南支部

京都市下京区東洞院通七条上る飴屋町239番地2(司法書士法人グローバル・パートナーズ・ウエスト)



- ①宅建の勉強をしてたとき民法が面白いと思った から。
- ②稼げる希少資格であり続ける。
- ③備えあれば憂いなし。
- ④京都会一年生ですが、他会で4年の業務経験が あります。京都気にいってます。京都に家買い たいです。

1157 西 川 嘉世子

事務所所在地 洛北支部

京都市上京区新町通丸太町上る春 帯町351番地1 (司法書士法人京 都ふたば事務所)



1158 荒 木 紀 之

事務所所在地 洛北支部

京都市上京区丸太町通大宮西入藁 屋町535番地7

初めまして。平成27年4月に登録しました、荒木紀之と申します。



京都府北部は舞鶴市に生まれ、お隣綾部の片田舎で野遊びをして育ち、東京で8年フリーター生活を送ったのち、長岡京市でサラリーマンを8年していましたが、一念発起して受験資格不要の司法書士試験に挑戦を決め、働きながらの勉強に早々と白旗を上げ無職(受験)専業主夫という名のヒモ生活を経て、ようやく合格いたしました。

その際4歳の長男が「とうちゃん、おめでとう。 とうちゃんは、ぼくにありがとう。ぼくいっぱい がまんしたし」と言われたことが忘れられません。

今後は家族を始め、支え、応援してくれた方々 に恥じぬよう、市民にもっとも身近な法律家とし て、微力を尽くし精進して参りたいと思います。

未熟非才の身ではありますが、ご指導ご鞭撻の 程何卒よろしくお願い申し上げます。

1159 志 賀 正 人

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区三条通新町西入ル釜 座町22番地 ストークビル三条烏 丸614号



1160 藤 野 翔 太

事務所所在地 洛西支部

京都府長岡京市長岡二丁目2番9号(司法書士上田事務所)



1161 前 田 賢 人

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区烏丸通三条上る場之 町592番地



1162 赤 穂 尚 範

事務所所在地 洛西支部

京都府向日市寺戸町渋川7番地の



1163 石 田 吉 識

事務所所在地 中丹支部

京都府舞鶴市字南田辺23番地の9



1164 藤 田 裕 了

事務所所在地 洛西支部

京都府向日市上植野町南開54番 地1(京都コンサルタント司法事 務所)



- ①個人で独立できる仕事に興味を 持ったため
- ②人が集まってくる司法書士になりたいです。
- ③人にやさしく
- ④前向きにこつこつとやっていきたいと思います。

1165 安 田 聡 碩

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区堺町通御池下ル丸木 材木町671番地 エクレーヌ御池 603号室



①はじめまして。洛央支部の安田

聡碩(やすだそうせき)と申します。今年の1月に32歳になりました。平成27年9月に烏丸御池、京都公証人合同役場のすぐ近所で開業させ



ていただきました。

私は高校を卒業後、車が好きだったこともあり、 大学は工学系に進学しました。

入学したまでは良かったのですが、大学の講義 にどうも興味が見いだせず、なんと1年もしな いうちに大学を辞めてしまいました。その後、 理系から文系に変わるならせっかくなら法学部 にしようと思い、またなぜか同じ大学の法学部 に入学しました。

司法書士という職業を知ったのは大学時代でしたが、当時はそれほど詳しく興味を持ちませんでした。

大学卒業後、保険会社に入社し、会計事務所、 税理士事務所の先生とお仕事をさせていただく 機会が多かったので、事務所を訪問させていた だいたり、士業の仕事についてお話を伺ってい るうちに、次第に雇われ会社員とは異なった仕 事のやりがいや社会との関わりに魅力を感じる ようになりました。

また、私が物心つく前に亡くなった祖父は身一 つから製造関係の会社を立ち上げ、会社経営を していましたので、子供の頃から親や親戚から 祖父のことを聞き、独立自営に憧れを抱いてい たこともあります。

そこで独立自営が出来、働きながらチャレンジできる資格はないかと思い、調べているうちに、司法書士が担う登記業務や、今後の職域の広がりを耳にし、チャレンジしてみようと思いました。

- ②まだ開業に至ったばかりで経験も浅く、具体的にどのような分野で将来活動していこうかということは手探りの状態ですが、いただいた仕事一件一件を丁寧に処理し、依頼者に信頼していただける司法書士になりたいと思っています。
- ③「企業(士業)は社会の公器である。したがって、 企業(士業)は社会とともに発展していくので なければならない」(松下幸之助の哲学より)
- ④社会に貢献できる、身近な司法書士を目指して 少しずつ精進していきたいと思います。皆様ど うぞよろしくお願いいたします。

1166 河 合 秀 樹

事務所所在地 洛北支部

京都市上京区上立売通千本西入作 庵町523番地(河合司法書士事務 所)



1167 市 川 梨 恵

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区烏丸通夷川上る少将 井町222番地 シカタオンズビル ディング301号(ひかり司法書士 法人)



- ①私は、高校生の時に見たドラマ「HERO」を 見て、ミーハー心に法律家になりたいと考える ようになりました。司法書士の仕事が争いに介 入していく業務ではなく争いを未然に防ぐ予防 業務であるという予備校のふれこみに魅力を感 じ目指す事を決めました。
- ②いつまで経っても感謝・謙虚・許容の気持ちを 忘れず、人の気持ちに寄り添える司法書士にな りたいです。
- ③「とりあえず諦めない」「大丈夫」
- ④まだまだ分からない事ばかりですので、ご指導 の程宜しくお願い致します。

1168 木 村 光

事務所所在地 洛南支部

京都市下京区七条通新町東入西境 町149番地 サザン京都駅前ビル 4 F



1169 國 方 大 輔

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区麩屋町通竹屋町上る 舟屋町417番地

- ①独立して自由に働けると思った からです。
- ②自由に動きまわる司法書士。
- ③特にありません。
- ④よろしくお願いします。

1170 長谷川 穣 一

事務所所在地 洛南支部

京都市下京区中堂寺前田町23番地



1171 大志万 正 基 事務所所在地 洛央支部

京都市中京区西ノ京東中合町56番 地 パレット御池201号(西大路 司法書士法人)

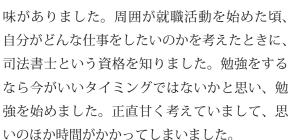


1172 木 下 浅 黄

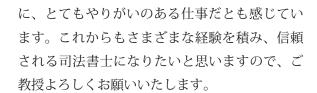
事務所所在地 洛央支部

京都市中京区丸太町通麩屋町西入 昆布屋町395番地

①大学時代は文学部に所属しておりましたが、昔から法律には興



- ②人の気持ちに寄り添う努力を怠らず、安心を与えられるような司法書士になりたいと思います。
- ③一期一会
- ④現在の事務所に勤め始めてから1年が経とうと していますが、毎日新しいことの連続で、本当 に難しい仕事だと痛感しています。それと同時

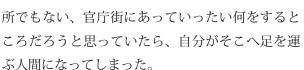


1173 清 長 征 行

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区西ノ京上合町36番地 オカビル4階

以前住んでいた町に法務局が あった。市役所でもないし、裁判



司法書士の仕事は忙しく、昨年の五月に登録をしたというのに、いちども研修に顔を出すこともなく、後ろめたい気持ちでいたところ、年末に事務局から研修単位認定中間報告書が届いて、甲種0単位、倫理未取得の踊る文字に不安になって事務局に問い合わせる。大丈夫ですよという優しい声にすっかり気も大きくなって、あと二か月残っていますので、しっかり研修に励んで下さいとのことばにも、耳をかさず、あと二か月は猶予してもらってと訳のわからない理由をつけてそそくさと電話を切ってしまった。

いけないと思いつつ、四月からは司法書士の自 我に目覚め、研修に励みますと、かりそめの決意 を固め、ここにご指導、ご鞭撻をお願いする次第 です。

1174 中 村 勝 也

事務所所在地 丹後支部

京都府京丹後市弥栄町和田野1381 番地の2

①東京、大阪での生命保険会社勤 務の後、自然と自由を求め、京

丹後市に移住し、長らく専業農家として葉たば こと京漬物の原料野菜(大かぶ、長大根)等を 栽培する畑作農業を営んで参りました。当初描 いた農業のイメージとは程遠いものでしたが、 後継者不足に悩む地域で畑をまとめて借りるこ



とができたことや、何れも契約栽培であったこともあり、全く農業経験のない者が基盤もなく始めた割には平穏に暮らしてまいりました。そんな中、世の中の嫌煙の流れで、突然、葉たばこの栽培から撤退を余儀なくされたのを機に、再度、大きく方向転換し、地域の方々に役立てる仕事として、司法書士を目指しました。

- ②接しやすい専門家
- ③苗半作

務所)

④かなり回り道をしてきた上に、畑違いの仕事(畑 仕事)からの転職で、とまどうことばかりですが、 司法書士としての信頼を裏切ることなく、地域 に少しでも役立てるよう励みますので、先輩方 のご指導よろしくお願いいたします。

★ 1175 米 吉 達 矢 事務所所在地 洛北支部 京都市上京区寺町通今出川上る鶴 山町3番地(司法書士法人葵橋事



1176 宇 野 泰 明事務所所在地 洛央支部京都市山科区四ノ宮岩久保町10番5号 ポルト・ド四ノ宮202号



1177 齋 藤 紀 子 事務所所在地 洛北支部 京都市左京区吉田下大路町45番地 66



はじめまして、2015年7月に登録した齋藤紀子です。

依頼してくださった方に幸せを感じていただけ るような仕事をしたいと思っています。

まだ子どもが小さいので、時間に融通の利く独立開業を選びました。同じ立場のママさん司法書士の方と、お友達になれたらうれしいです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

1178 七 枝 典 子

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区室町通錦小路上る山 伏山町558番地 三洋室町ビル201 号(住友司法書士事務所)



初めまして。七枝(ななつえ)

典子と申します。住み慣れた京都で何かのお役に 立てればと思い司法書士を目指し合格までに時間 こそかかりましたが無事新規登録の運びとなりま した。慣れないアレコレにまだまだ戸惑うことも 多々ございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしく お願いいたします。

1179 小 野 智 子

事務所所在地 洛央支部 京都市山科区音羽役出町30番地 1 アメニティ音羽303



1180 中 辻 哲 郎

事務所所在地 園部支部

京都府亀岡市古世町1丁目2番6 号 リビングVII107

9 C 2 7 VII 101

- 「司法書士」という名称が、
 かっこよかったから
 - ・ 高校を卒業していないので、就職が思うよう にいかなかったから
 - ・企業の犬になりたくなかったから
- ②司法書士という職業が、今後どういった方向に 向かっていくのかは分かりませんが、自分自身 は、超高齢化社会の中で、お年寄りの方々が安 心して生活していけるよう、法律面でのトータ ル的なサポートをさせていただけるような司法 書士を目指しています。成年後見はもちろん、 終活やエンディングノート、遺言や死後の遺産 トラブル対策等々、決済業務のようなスポット 業務を数多く受任するのではなく、受任する業 務をストックビジネスにしていけるような業態 を目指しています。ストックビジネスの観点か らだと、企業法務もそれに該当するかと思いま



すので、そういうチャンスが回ってきたら、逃さずにモノにしたいと思います。

- ③「人生、冗談だけでは生きられないが、冗談なしでは生きたくないね。」(とある小説の脇役のセリフです。小説名と脇役名が分かったあなた、変態です。)
- ④平成27年8月に京都司法書士会会員となりました中辻です。実務経験がないまま開業したので、初めての不動産登記申請の際には、沢山の方にお世話になった結果、無事に申請することができました。育ちが悪いため、品位のなさは自覚しています。業務に関する法律に精通していけるようになるとともに、品位を保つ努力もしたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

1181 大島良明

事務所所在地 洛北支部

京都市上京区河原町通丸太町上る 新烏丸頭町196番地の2(司法書 士池田季雄事務所)

この度入会させていただきました大島と申します。一生懸命頑張っていこうと思っております。今後ともどうぞよろしくご指導ください。

1182 髙 田 裕 也

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区室町通錦小路上る山 伏山町558番地 三洋室町ビル302 号(司法書士法人さくらエスク ロー)



- ①不動産系の資格の勉強をしていたところ、独立 開業も可能だし、永くできる仕事だと思ったか ら。
- ②親しみやすくて、何でも気軽に相談できるよう な司法書士が理想です。
- ③特にありません。
- ④皆様、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。

1183 廣 田 尚 之

事務所所在地 城南支部

京都府城陽市寺田今橋75番地の12 (司法書士法人廣田・矢守事務所)



1185 木 村 善 典

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区河原町通二条下る一 之船入町376番地(司法書士法人 御池事務所)



- ①大学で学んだ法律を活かせる職業に就きたいと思い司法書士を目指しました。
- ②いつも向上心をもって業務に取り組んでいきた いと思っています。
- ④この度滋賀会から京都会に入会しました木村善典と申します。よろしくお願いします。

1186 高 裕 司

事務所所在地 洛央支部

京都市中京区室町通錦小路上る山 伏山町558番地 三洋室町ビル302 号(司法書士法人さくらエスク ロー)



この度、東京会から京都会に戻ってきました高 裕司です。

心機一転頑張っていきますので、ご指導ご鞭撻 の程、よろしくお願い致します。

1187 古 川 直 子

事務所所在地 洛北支部

京都市上京区新町通丸太町上る春 帯町351番地1 KIビル5階(司 法書士法人しもいち事務所)



①なぜ司法書士を志したのか?

人助けがしたいから。誰かの役に立ちたいから。 もちろん本心です。でも今改めて考えてみるに、 動機は自分の出自にあるように思えるのです。 私には二つのルーツがあります。まず一つ目は、 父方が奄美群島・喜界島の出身であること。複 雑な歴史を持つ奄美人であることはコンプレックスでもあり、誇りでもあります。

もう一つは、母方が三河吉田藩の家老家の出身であること(平岩弓枝『水鳥の関』に詳しいです)。 士族の出であることは現代ではほとんど意味がないことです。しかし大袈裟にも「世が世なら~」と語り聞かされながら育つうち、「士」族として世のために尽くすことこと、そのためには「士」として返り咲かねばならないと幼い頃から信じ込んで?いました。

私にとって司法書士を目指したそもそもの動機は、父方を意識すれば下克上、母方を意識すれば士族への返り咲き。結局いずれも怨恨めいた権力志向に他ならない、といったところでしょうか。

- ②司法書士となり、さしあたり怨恨を晴らしてしまった今。ここからは未知の領域ですが、司法書士であるという新たに加わったアイデンティティーが化学反応を起こし、次の自分が開けてゆく。そんな予感がしています。
- ③為せば成る。
- ④会社法が大好きです。模擬試験も本試験も、合格年度には満点を取っていました。事業承継、組織再編等、企業法務に関心があります。外の世界に飛び出して司法書士の新たな役割を模索してゆきたい!と思っています。

1188 門 脇 賢 三

事務所所在地 洛北支部 京都市左京区一乗寺西閉川原町 2 番地の 5



1189 磯 野 志 行 事務所所在地 洛央支部 京都市中京区河原町通二条下る一 之船入町376番地(司法書士法人 御池事務所)



編集後記

広報部長になって初めての会報編集作業となりました。平成26年度はかなり早くから準備を始めたのに対し、今回は平成27年の10月あたりから準備を始め、年度末までに間に合うのかと焦りを覚えながらも何とか発刊にこぎつけました。それはひとえに執筆して頂いた方と広報部スタッフ、その他多くの方のご協力があってのことです。この場を借りて感謝申し上げます。

さてハイキングをして体力をつけようと今年の年初に思い立ち、月に1度位は山に行こう♪と思ってました。が、いざ週末を迎えると、やれ会議があったり、やれ会議の資料の作成であったりと、色んな仕事に追われ、ハイキングの登山口に中々たどり着くことができません。単に要領が悪いだけなのですが、部長ってマジで大変なのねと骨身にしみる日々です。

松 本 尚

お忙しい中原稿の執筆を快くお引き受けくださった皆様、ショシランガイドに原稿をお寄せくださいました皆様に心より感謝申し上げます。

会報のみならず広報部の活動は多くの会員の皆様のご協力の上に成り立っているということを忘れずにこれからも頑張っていきたいと思います。

岩城寿英

個人カードの発行を管理するシステムに障害が発生したり、ICチップに不具合があったり、同じ番号が 二人の人に割り当てられた例があったり、交付を受けたカードを紛失したりとか、トラブルも発生していま すが、交付申請件数は1月20日に住民基本台帳カードの有効発行枚数(730万枚)を超えました。

今後、本人確認等で提示を受ける機会が増えますが、カードの真贋確認とか、個人番号(12桁の数字)は 取り扱わないとか、注意する必要があります。

武田則昭

人前で話すのは平気なのですが、議事録とかを含め文章を書くことは超が付くほど苦手で、短い編集後記ですら悩みながら書いています。また、校正は超に超がつくほど嫌いで、細かな誤字脱字すら素通りします。この程度の注意力なので登記官の方々には多分にご迷惑をかけているかも…兎にも角にも執筆いただいたみなさま、ありがとうございました。

(すぐ疲れるおやじカーターズ会員) 浅 井 健

妊娠して、たくさんの優しさに触れました。悪阻で辛い時に、優しい言葉をかけていただきました。広報部の方はじめ、多くの方がたくさん気遣って下さいました。バスや電車で見知らぬ方に席を譲っていただきました。お腹は大きくなくても、とても辛かったので、涙が出ました。初めてのことばかりで、自分のままならない体調への焦りや不安から、精神的にも辛かったので、皆さんの優しさがとても身にしみました。

出産・子育てと仕事を両立しやすいよう、長年置いていた事務所を実家に移す決断をしてくれた父に、とても感謝しています。全面的に支えてくれる家族の有り難さは一生忘れません。

それでも、出産・子育てと仕事を両立できるのか、という不安がどうしてもあります。そういった経験談も ぜひ教えていただける機会があればなぁと思っています。

多くの方に支えられて生きていることに気付かされました。私も公私ともに、誰かの支えになれるような 生き方をしていきたいなと思います。

桝 中 祥 子

今年は不動産登記法の改正から10年の節目であり、また商業登記においても法改正によって実務上大きな 影響がでた年でした。寄稿いただいた内容は司法書士の業務を行うにあたって非常に参考になるものです。 皆様ぜひご一読いただきたいと思います。

堀田智弘

気が付けば広報部の中でも古顔になっているにもかかわらず、広報部員のほとんどが執筆している中、今年は(も?)本当に何もしないまま、編集後記のみ書いております。申し訳ありません。

毎年、かなりの労力を費やして発行される会報。原稿を執筆していただいた方々はもちろん広報部員の努力も、会報をお読みいただいて感じていただければ幸いです。

最後になりましたが、会報の発行にご協力いただいたみなさま、ありがとうございました。

伊 藤 美也子

原稿執筆をご快諾いただいた皆様、本当にありがとうございました。

昨年秋から広報部のお手伝いをさせていただくことになりました。初めて部会に参加したとき、いきなり今回の執筆依頼をいただき本当にびっくりしました。笑顔でのご指名でしたので、答えは「YES」しか用意されていないんだなと直感し、快諾しました。

新米部員ですが、より多くの方々から「よし、司法書士に聞いてみよう」と思ってもらえるよう、試行錯誤しながら広報活動に励みたいと思います。

徳 田 康 敏

広報部1年目。苦手なこと。人前で話すこと。文書を書くこと。広報部に向いていないよねと思いながらも迷惑だけはかけないでおこうと思っていました。が、この編集後記の提出が遅い、すでに迷惑かけています。 会報の作成のお手伝いをしながら数年前のことを思い出しました。京都会に入会したときのことです。新入会員の投稿の提出期限が過ぎ、広報部のある先生から連絡がありました。「一言でも良いのでお願いします」と。連絡をくれた先生の気持ちが今、わかりました。反省しております。

最後に執筆いただいた皆様、広報部の皆様、ありがとうございました。

左大文字を眺める喫茶店にて 加 川 深 加 ↑ こういうの書いてみたかった。 京都の南端にある事務所で書きました。

広報部名簿 -

広報部部長 松 本 主 尚 事 堀 田 智 弘 広報部副部長 岩 城 寿 英 同 伊 藤 美也子 櫻井 主 事 武 田 則 昭 同 博 同 浅井 健 同 德 田 康 敏 桝 中 祥 子 同 加川深加 同

好評図書のご案内

【平成26年改正会社法対応!】 定款の「戦略的運用」に不可欠!



第3版 会社法定款事例集

定款の作成及び認証、定款変更の実務詳解

購入者特典として 定款事例のひな形や各条項文例が 当社ホームページより 無料ダウンロードできます!

田村洋三 監修 土井万二・内藤卓 編集代表

執筆/尾方宏行(司法書士)・楠木裕子(司法書士)・鈴木浩巳(司法書士)・泉水悟(司法書士)・ 立花宣男(元東京法務局法人登記部門首席登記官)・森木田一毅(司法書士)

2015年8月刊 B5判 472頁 本体3,900円+税

- ●会社定款を扱う書籍の中でも、実務上の運用を踏まえ、多くの実例を紹介して詳しい解説を加えた、類のない一冊。
- ●第3版では、平成26年会社法改正を踏まえた上で、会社定款の構成、個々の定款条項の問題点、定款作成方法から認証 手続にいたるまでの解説と、定款の変更手続の解説を展開。

計画作成や利活用など

あらゆる関係者が制度を理解すための必読書!



よくわかる 空き家対策と特措法の手引き

空き家のないまちへ

弁護士法人リレーション 編著

2015年12月刊 A5判 280頁 本体2,600円+税

- ●法律家の視点で、「読みやすさ」を意識した解説を展開。
- ●特措法関係の資料を網羅。

記載例を多用した、イメージしやすい解説! 登記実務だけでなく、制度全般の理解も促す一冊



·般社団法人·財団法人 制度と登記の実務

吉岡誠一 著

2015年12月刊 A5判 472頁 本体4,000円+税

- ●一般社団法人、一般財団法人の制度及び登記実務の取扱いについて、申請書、添付書面等のひな形を掲げて、分かりや すく解説。
- ●準用される商業登記規則の改正にも対応。

関係する142裁判例を網羅!

実務手続の留意点も解説した、指針となる一冊



裁判例からみた 祭祀承継の審判・訴訟の実務

死亡・葬祭・喪主・香典・法事・埋葬・墓地・祭祀財産(系譜祭具墳墓)・ 遺体・遺骨・献体・臓器移植等

梶村太市 著

2015年12月刊 A5判 352頁 本体3,200円+税

- ●公表された裁判例を基に民法897条の構造を踏まえ、祭祀承継紛争の調停、審判、訴訟の手続・運用のあり方を実務的 に解説。第三者からの申立て、墓地使用権者名義変更など権利譲渡に必要な手続にも言及。
- ●祭祀承継者指定、喪主、香典、遺体、遺骨など関係する142裁判例につき類型別にポイントを解説。

日本加除出版 T1/1-8516 果水即豆圆片形成 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) 〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 http://www.kajo.co.jp/

折込方式 登記識別情報 対応商品



特許取得済

登記識別情報通知書専用封筒

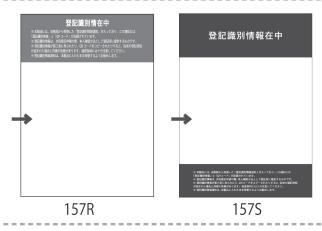
封筒内部にストッパー加工されており、識別情報通知が下に落ちません。 従来の権利書用の表紙やファイル等に収納頂けます。 封筒サイズ: 293×215 mm (ベロ部分を除く)



1 袋 100 枚入 6,100 円(税抜)



名入印刷は 1,000 枚より 承っております。(無料)



識別情報通知専用ビニール

識別情報通知を収納する為の専用ビニール袋です。 開封前の通知書はそのまま収納出来ます。 開封後はプロテクトシートの併用をお勧めします。 両面に注意書きの印刷が施されており、全て横入れです。 他の用紙と合わせて使いやすいサイズになっております。

> 商品No.157R(上部注意書き入り) 1袋100枚 3.000円(税抜)

> **商品No.157S**(上下注意書き入り) 1袋100枚 **3,600円**(税抜)

商品M。157W (上下注意書き入り/綴じ代(15 m)付) ※こちらに対応する表紙は商品M。518WG特大サイズのみです。 デザインは 1578 と共通になります。 1 袋 100 枚 3,600円(税抜)

プロテクトシート フィルムタイプ 1袋10シート(80枚入) 2,400円(税抜)

シートの周りを透明化することにより、貼る位置を目視でき正確に貼ることが可能になりました。ミシン目部分以外(透明部分)は従来の二重構造とは異なりますので、剥がせません。

法務局と同様にミシン目方式を採用し、「登記識別情報番号」と「QRコード」の部位にはシートの粘着部分が付着しない構造になっております。 ※従来のシール封印タイプの通知書には対応しておりません、ご注意下さい。

サイズ 150 mm ×33 mm (窓部 130 mm ×21 mm)

No.345 桐マーク入り



No.346 無地



名入れ印刷(黒文字/白文字)は、800枚(税抜48,000円)より承っております!



ご不明な点等御座いましたらお気軽にお問い合わせ下さい!

法令書式センター大阪営業所 http://www.hourei-sc.co.jp

hourei shoshiki center 〒530-0037 大阪市北区松ヶ枝町 1番 3号 2F TEL 06-6358-2926 FAX 06-6358-6486

いよいよ2016年1月からマイナンバー制スタート!! セキュリティ対策はどうしたらいいの??



■マイナンバーがもたらす司法書士事務所様への影響

△個人番号の①取得②利用③保存④提供⑤削除破棄に関する取り扱いについての「安全管理措置」への取り組み ▲「安全管理措置」は大きく【組織的(責任者等の取決め)】【人的(社員の教育等)】【物理的(盗難防止対策等)】 【技術的(PCのセキュリティ対策等)】の4つに分類され、それぞれに何らかの取り組みが必要となります。

弊社では上記の「技術的安全管理措置」のお手伝いを致します!! セキュリティ対策ソフトを個人向けからビジネス用に変更し事務所内外一括管理!! エント、ホペイントセキュリソフトサービスの導入でセキュリティアップ。!! 価格:15イセンス¥10,000+追加ライセンス¥6,000(年額/税別)~



SkyPDF CA EDITION V6

平成26年7月9日 登記・供託オンライン申請システムにて公式に動作認定!! 平成26年10月14日に変更された(新)土地家屋調査士電子証明書(セコムパス ホ°-トfor G-ID)にも対応!! 価格 ¥20,000(税込・送料含む)



司法書士電子証明書を使って簡単PDF化+電子署名

司法書士新電子証明書対応版(通常タイプ・セキュアタイプに対応) 署名ソフト! PDF化・電子署名がこれ一つで可能です。

「本人確認情報」へも電子証明してオンライン申請(職印証明書不要)

- ●電子定款認証に対応●ICカード電子証明書に対応●オンライン申請環境に必要なPDF生成と表示機能
- ●複数PDFファイルの高速表示タブ機能●自動フォント埋込機能など



■お問合せ先■

エルム登記システム株式会社

TEL:06-6946-8866 FAX:06-6946-8860 URL: http://elm-r.com/ E-mail:info@elm-r.com

京都司法書士会会報 vol.94

発行所 京都司法書士会 〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル5丁目 232 番地の1 TEL 075-241-2666/ FAX 075-222-0466

URL http://siho-syosi.jp/

発行人 会長 森中勇雄 編集 京都司法書士会広報部 発行日 平成28年3月 印刷 片岡メディアデザイン(株) 〒602-0031 京都市上京区室町通上立売下ル裏築地町84 TEL 075-451-1010/ FAX 075-451-3399